

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社イメージ・マジック

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	12
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
4. 経営上の重要な契約等	21
5. 研究開発活動	21
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	37
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
第5 経理の状況	48
1. 財務諸表等	49
(1) 財務諸表	49
(2) 主な資産及び負債の内容	91
(3) その他	92
第6 提出会社の株式事務の概要	93
第7 提出会社の参考情報	94
1. 提出会社の親会社等の情報	94
2. その他の参考情報	94
第二部 提出会社の保証会社等の情報	95
第三部 特別情報	96
第1 連動子会社の最近の財務諸表	96
第四部 株式公開情報	97
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	97
第2 第三者割当等の概況	99
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	99
2. 取得者の概況	101
3. 取得者の株式等の移動状況	102
第3 株主の状況	103
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年1月25日
【会社名】	株式会社イメージ・マジック
【英訳名】	IMAGE MAGIC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山川 誠
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目3番11号
【電話番号】	03-6825-7510
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 栗原 俊幸
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目3番11号
【電話番号】	03-6825-7510
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 栗原 俊幸

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
売上高 (千円)	1,123,160	1,471,063	2,066,501	2,842,818	4,330,335
経常利益 (千円)	81,673	32,275	6,030	106,326	221,090
当期純利益 (千円)	65,692	46,824	13,753	85,878	152,792
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	48,180	99,379	50,000	94,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	2,403	4,423	12,822	1,430,200	1,520,200
B種優先株式	2,301	2,301	—	—	—
C種優先株式	3,398	3,398	—	—	—
D種優先株式	3,700	3,700	3,000	300,000	300,000
純資産額 (千円)	205,101	142,446	258,597	462,876	590,701
総資産額 (千円)	343,210	475,279	854,098	1,373,238	1,941,298
1株当たり純資産額 (円)	△853,673.99	△351,500.95	12,447.18	253.37	358.47
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	13,483.68	7,876.98	1,206.44	64.91	109.31
潜在株式調整後1株当た り当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.8	30.0	30.3	33.7	30.4
自己資本利益率 (%)	38.1	26.9	6.9	23.8	29.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	—	—	232,118	358,780
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	—	—	△256,233	△486,977
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	—	—	255,000	187,325
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	—	—	—	515,199	574,334
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	50 (30)	69 (47)	90 (65)	118 (121)	158 (165)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 2018年7月10日付で、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのB種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該B種優先株主及びC種優先株主に、B種優先株式2,014株につき普通株式3,174株を交付し、C種優先株式1,689株につき普通株式2,633株を交付しております。また、その後同日付でB種優先株式2,301株、C種優先株式3,398株及びD種優先株式700株を消却しております。
5. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で消却しております。
6. 1株当たり純資産額は、優先配当金未払額及び優先残余財産分配金を控除して算出しております。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から各事業年度に係る優先配当金を控除して算出しております。
9. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
11. 第22期、第23期及び第24期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
13. 従業員数が第26期中において、40名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う期中採用によるものであります。
14. 第25期及び第26期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第22期、第23期及び第24期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該数値については株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
15. 当社は、2019年8月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
16. 当社は、2019年8月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第22期、第23期及び第24期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
1株当たり純資産額 (円)	△8,536.74	△3,515.01	124.47	253.37	358.47
1株当たり当期純利益 (円)	134.84	78.77	12.06	64.91	109.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

年月	概要
1995年 5月	東京都港区に株式会社イメージ・マジック設立
2007年 1月	東京都新宿区市谷左内町に本社移転及び市ヶ谷工場新設
2008年11月	埼玉県川越市に本社移転及び川越工場新設
2010年 1月	オンデマンドプリント受注サイト「オリジナルプリント.jp」開設 市ヶ谷工場閉鎖
2013年 6月	東京リスマチック株式会社（現 株式会社日本創発グループ）と資本・業務提携
2015年 4月	東京都板橋区小豆沢に本社移転及び小豆沢工場新設
2015年 5月	川越工場閉鎖
2015年12月	東京都板橋区新河岸に新河岸工場新設
2016年 2月	1670万色のフルカラーカーペット印刷を開始
2016年 8月	ネットでアパレルショップを開設できるプラットフォーム「MEET MY GOODS」をリリース
2018年 4月	不織布バッグ製造を開始
2018年 7月	埼玉県朝霞市に朝霞工場新設
2018年10月	東京都文京区小石川に本社移転
2019年 2月	「オンデマンドプリントソリューションズ（ODPS）」をリリース（注1. 2）
2019年 3月	凸版印刷株式会社と資本・業務提携
2019年 6月	東京都板橋区にIPC工場新設（注3）
2020年 3月	東京都板橋区に志村工場新設
2021年 1月	株式会社トランザクションと資本・業務提携
2021年 4月	GMOペパボ株式会社と資本・業務提携
2021年10月	岐阜県多治見市にGPC工場新設（注4）
	デザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC「maker town」をリリース

(注) 1. ODPS : On demand print solutionsの略称。

2. オンデマンドプリントソリューションズ : Webサイトからオーダーを受けるための「注文システム」、画像入稿API等のプリントネットワークへ接続するための「連携システム」、生産工程を一括管理するための「クラウドマネジメントシステム」、プリンター・梱包出荷機などの「デバイス」及び「消耗品」の観点から、当社がこれまでに培ってきたノウハウを仕組み化し、オンデマンドプリントの課題を解決するソリューション。

3. IPC工場 : 板橋プリントセンター（Itabashi Print Center）の通称。

4. GPC工場 : 岐阜プリントセンター（Gifu Print Center）の通称。

3 【事業の内容】

当社は、「個性と創造性溢れる豊かな社会作りに貢献します。」を経営理念として、システムを活用したモノづくりのDX会社として事業を展開しております。

当社はインターネットを利用して行うアパレルや雑貨を主とした商品へのオンデマンドプリントサービス、及びオンデマンドプリントの仕組み（ソフトウェアやハードウェア）をアパレルメーカー、印刷会社などの事業者へ提供するソリューション（オンデマンドプリントソリューションズ、以下「ODPS」という。）事業を行っております。これらの実現のために、小ロット受注に対応したソフトウェアと、システムで制御できるハードウェアの開発を進め、ワークフローのDX化を推進しております。

なお、当社は「オンデマンドプリントソリューション事業」の単一セグメントであります。

1. オンデマンドプリントサービス

オンデマンドプリントサービスは、顧客がインターネットサイトを通じて入稿したデータを、受注から短納期で印刷加工し納品するサービスです。チームのグッズや個人のギフト、法人のノベルティオーダーなど、オリジナル製品をプリント作成するニーズに加え、インターネットでグッズ販売のビジネスを始めるクリエイターなどのニーズや、無駄な在庫を作らず受注が入ってから生産し即出荷したいとするアパレルメーカーなどのニーズに対応しています。

当社はオンデマンドプリントサービスを、自社販売とパートナー企業からの受注の2つのチャネルで推進しております。

① 自社販売（自社フランジングシップサイト「オリジナルプリント.jp」等の運営）

「オリジナルプリント.jp」(<https://originalprint.jp/>)は、当社の自社サービスとして運営しております。Tシャツなどの衣料品やマグカップなどの雑貨を中心としたアイテムを仕入れ、エンドユーザーからの注文を直接受注し、印刷加工して納品しております。受注処理を自動化するために見積もりや納期計算の自動化と、リアルな仕上がりイメージを確認できるデザインシミュレーターを搭載し、約1,900種類のアイテムに対応できる国内最大級のサービスサイトです。

② パートナー企業からの受注

パートナー企業から受注した製品に対し、プリント加工を行った上でパートナー企業に納品しております。また、パートナー企業のサイトを利用するユーザーからの発注は、パートナー企業から当社へ転送され、当社にてプリント加工を行った製品を直接ユーザーへ納品する形で、パートナー企業のバックヤードを支えております。ワークフローに人手を介することがないため、短納期とコストダウンを実現しています。

自社販売、パートナー企業からの受注のいずれも、受注データからクラウド生産管理システムのサーバーにより印刷に必要なデータを自動生成し、当社の工場又はシステム連携された当社のパートナー工場へ自動で生産指示が振り分けられ、受注から最短5分で梱包出荷処理まで進めることができます。

当社の重要なマーケットのアパレル業界では余剰生産、廃棄ロスを解決することが注力課題になっています。従来までの量産型では、結果的に供給過多となり、売れ残った衣料品は大量廃棄されております。当社のサービスを活用することで、完成在庫が極小化され、余剰生産、廃棄ロスがなくなります。当社のサービスは、無駄な在庫をなくしたい企業へのソリューションとして、アパレルメーカーや大手コンテンツホルダーなど様々な企業との連携が広がっております。

拡大しているオンデマンドプリントの様々なビジネスフロー

例:クリエイター



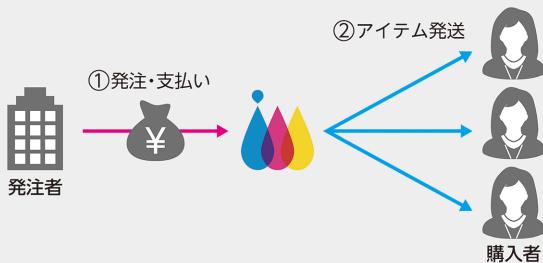
■ デザイン提供者であるクリエイターの出品アイテムの販売に対応

例:コンテンツホルダー



■ 販売する会社はキャラクター、有名人などのコンテンツを用意するだけで、幅広いアイテムの販売が可能

例:バリアブル印刷



■ システム連携を前提とした1オーダー1デザインの購入者ごとのバリアブル印刷^{*}に対応

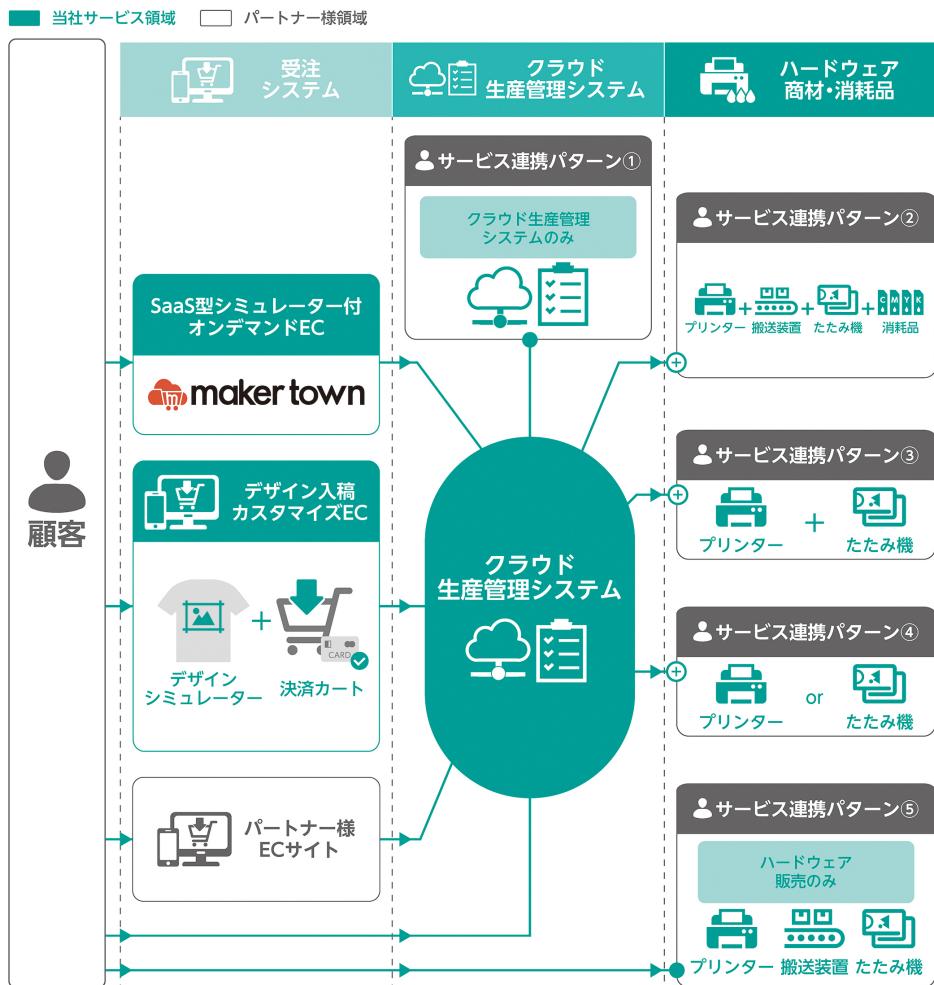
※バリアブル印刷：データベースから情報を抽出し1案件ずつ異なるデザインで可変印刷を行うこと

2. ソリューション (ODPS)

ODPSは、当社のDX化のノウハウで改良を重ねた生産管理システムをクラウドサービスとして提供することを柱としております。また、当社がオンデマンドプリントサービスで培った生産・出荷プロセスにかかるハードウェア（プリンター、たたみ機、梱包出荷機等）の販売も行っております。

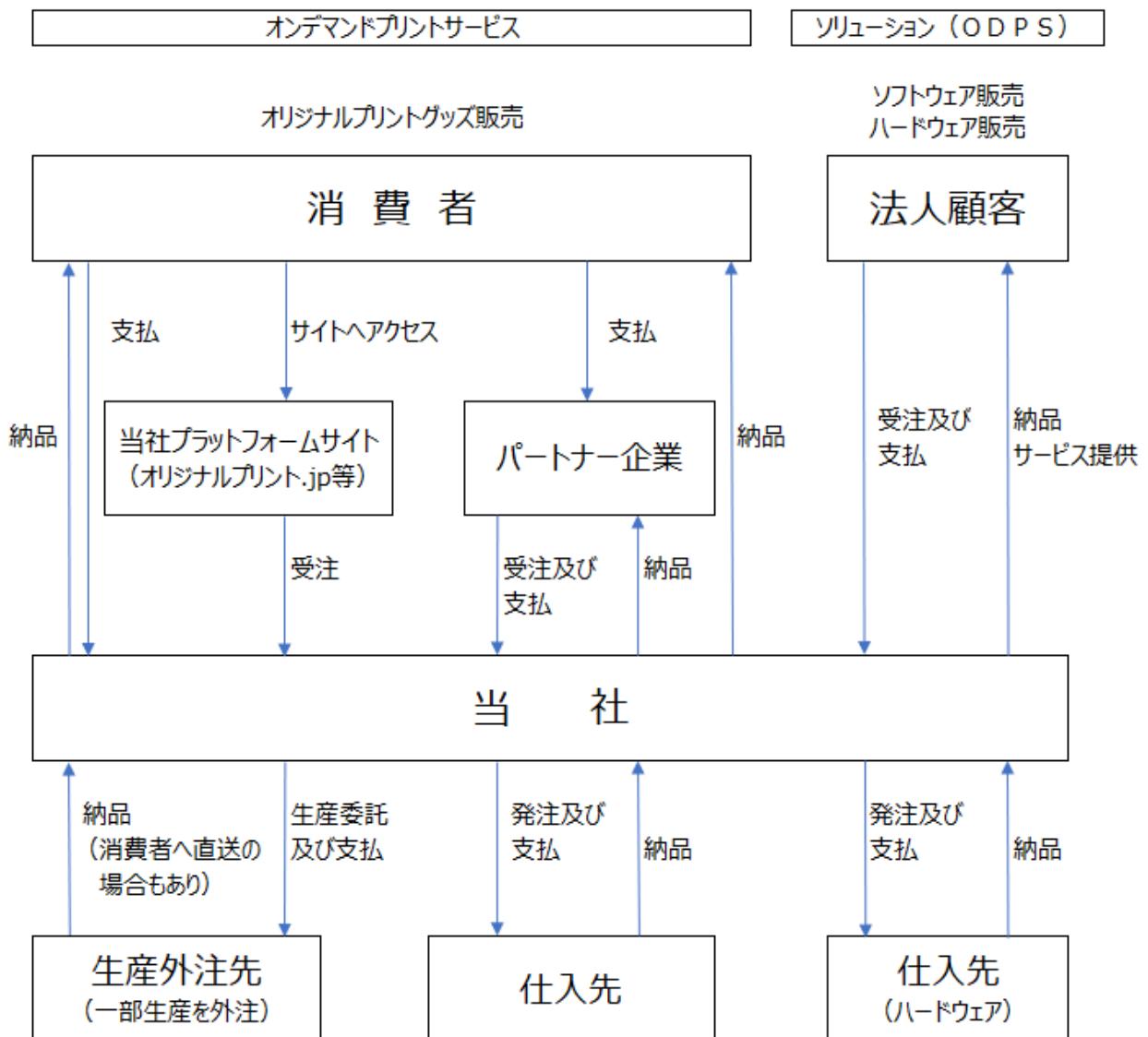
ODPSを導入した顧客は、オンデマンドプリントの生産ラインを短期間で構築することができ、工数削減による効率的なオペレーションが可能となります。受注システムでは、デザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC「maker town」を提供しており、ECサイトを立ち上げたいという需要に応えております。ソリューションにおいては、SaaS型のソフトウェア及びハードウェアの売上に加えて、システム開発受託及び保守による売上が計上されます。また、当社がソリューションベンダーとなり、ODPSの販売先を含めた協力ネットワークを構築することで、拡大するオンデマンドプリント需要を幅広く取り込み共創を実現しております。

受注から生産管理システム、ハードウェア等の自社開発サービスをソリューションとして提供



[事業系統図]

当社のオンデマンドプリントソリューション事業の事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社日本創発グループ (注) 2	東京都台東区	400,000	クリエイティブ サービス事業	被所有 42.7	当該関係会社の子会社と営 業取引及び不動産賃借取引 がある。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
158 (188)	34.5	3.6	4,658

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、オンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4. 従業員数が最近1年間において、38名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「個性と創造性溢れる豊かな社会作りに貢献します。」を経営理念として、ITを利活用したモノづくりの会社として社会へ貢献してまいります。

当社のビジョンは、次のとおりであります。

- ・お客様が簡単/便利にモノづくりができ、お手頃価格で欲しいタイミングでお手元に届くことを実現する
- ・工場のモノづくりのDX化をサポートし、オンデマンド生産市場拡大に貢献する
- ・オンデマンド生産できるアイテムを拡げ、世の中の無駄な在庫を減らして「つくる責任」を果たす
- ・世界中から最適なソリューションをマッシュアップし、信頼されるサービスをグローバルに提供していく

(2) 経営戦略等

当社は、オンデマンドプリントサービス市場拡大に貢献するための様々なサービス提供や省力化・自動化を支援するシステム開発を行っております。システム化が遅れているプリント業界において、システムを利活用したモノづくりの会社としてITを取り入れた事業を展開しております。当社が在庫リスクの少ない受注生産による販売を行うだけではなく、当社の取引先にも在庫を持たずに販売することが可能なプラットフォームを提供しております。このプラットフォームをアパレル・雑貨業界に広げ、売れ残って捨てられる無駄を削減し、在庫の最適化を実現することでSDGs No. 12の「つくる責任つかう責任」に積極的に取り組み持続可能なサービスの提供を目指して、次の戦略を実施してまいります。

- ・当社の取り扱う商品カテゴリーとしては、国内最大規模のインクジェット加工能力を強みとしたアパレル・雑貨を中心に幅広く取り扱っております。今後も取扱い商品を拡充し、新しい市場ニーズの開拓を進めてまいります。
- ・ECサービスについては、リアル店舗を展開しOMO施策（注1）を進めてまいります。また、UI/UX（注2）の改善に積極投資し、顧客の利便性を重視したWebサイト上での注文及びデザイン環境を提供してまいります。
- ・新規分野としては、アパレルへのインクジェットプリントの生産優位性をより強固に維持しながら、IT活用が可能な隣接分野について、積極的にR&Dに取り組み、既存事業とのシナジー効果が見込まれる分野へ参入してまいります。
- ・生産ラインについては、受注から出荷までの全工程をIOT化し、生産効率の大幅な向上を図ります。職人でなくとも高い生産性を実現できるようハードウエアを開発し、特別なスキルのない未経験者でも簡単に操作ができるように機械及びシステムを整備してまいります。
- ・生産連携としては、当社の開発した生産管理システムを他社協力工場とネットワーク化し、導入企業との加工の分散を実現し、業界のデファクトスタンダードシステムとしてすることで、大ロットでも短納期で生産出荷を可能とするOPN（On demand Print Network）を構築してまいります。

（注）1. OMOとは、Online Merges with Offlineの略称で、オンラインとオフラインの情報を融合して、より良い顧客体験を提供しようとするデジタルマーケティング施策であります。

2. UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略称で、UIとはユーザーがパソコンやスマートフォン等のデバイスを通じてデザイン、フォントや外観など視覚に触れる情報のことであり、UXとはユーザーがUIを実装したサービスを通じて得られる体験を指します。

これらの戦略を実行することで、プリントとITのシナジーによるオンデマンドプラットフォーマーとして成長するとともに、社会の課題解決に貢献し、中長期的には海外展開を実現し国際競争力のあるソリューションを提供

してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値向上を図るため、売上高成長率と売上高経常利益率を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでおります。当社の目指すオンデマンドプリントサービス市場拡大のためには、継続的な成長が必要であり、積極的な投資の資金源泉となる安定した利益の確保のため、当該経営指標を重視し、経営判断に利用しております。

(4) 経営環境

当社の属するアパレル・雑貨等を中心としたオンデマンドプリントサービス市場は、日本の各産業と比してもEC化が大幅に遅れており、BtoB-EC市場の伸びをベースとしながら、今後も市場の成長は加速するものと推察しております。また、新型コロナウィルス感染症の影響が収束したとしても、一度EC経由での手軽さやスピード、リアル店舗に比したコストパフォーマンスを体感した消費者は、従来のオフラインでの消費行動に戻る動きは少数に留まり、オンラインでの利便性の追求に向かうものと分析しております。

当社の事業領域は、幅広く多岐に亘っており、競合他社に比してユニークな地位を確立しているものと考えております。主要なサービスである自社フランジシップサイト「オリジナルプリント.jp」をはじめとするオンデマンドプリントサービスは、プリントとITをかけあわせてDX化を推進し、オリジナル製品を制作したいユーザーへ利便性を提供しております。また、当社は製造部門を有しつつも、社内エンジニアによる開発部門において様々なシステムを開発し、自社工場で運用するにとどまらず外部へも提供、さらにはハードウェアの販売にいたるまで、オンデマンドプリントにかかるソリューションとして提供しております。当社のポジションと比較して、印刷会社、システム開発会社、ハードウェアメーカーなど当社の事業領域のうち各分野での競合は存在するものの、総合的に事業運営する競合は存在しないものと認識しております。競争優位性の源泉となっていると考えております。顧客基盤については、一般消費者に限らず、アパレル大手企業から小規模印刷事業者まで幅広く構成されており、パートナー企業との連携により益々拡大していくものと見込んでおります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 人材の育成と確保

当社は、売上が急拡大中であり、人材の育成と確保が重要な課題と考えております。また、当社はシステム開発による効率化を強みとした企業ですが、優秀なシステムエンジニアの確保は昨今の労働市場において特に難易度を増しています。今後とも積極的な採用活動を行うとともに、体系的な研修制度の導入や、公正な人事評価制度などを整備し、人材の育成や定着に努めてまいります。

② 当社サービスの認知度の向上

当社が事業を展開するオンデマンドプリントサービスは、認知度がまだ低く、認知していくも自分でデザインし購入するのが難しい、不安である等の理由により購入に踏み切れない顧客が多く存在すると認識しております。以前より、インターネットを活用したマーケティング活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化してまいります。

③ 情報セキュリティとシステムの安定性の強化

当社は、インターネットを介してサービス提供を行っているため、情報セキュリティ対策は当社の重要な課題と認識しております。システムの安定性確保に継続的に取り組むほか、個人情報保護対策としてプライバシーマークの運用定着活動等も活用し、情報セキュリティを確保する仕組み作りや教育を引き続き強化してまいります。

④ 加工・印刷の徹底した自動化及び半自動化

当社では、IT技術により加工・印刷の作業を効率化し、原価の低減に努めてまいりましたが、世界中で自動化や省力化の勢いは加速しており、産業ロボット技術を持つ企業などとの連携やハードウェアメーカーと連携をとり、自動化や半自動化を更に進めてまいります。

⑤ プラットフォームサイトのユーザビリティ強化

当社は「オリジナルプリント.jp」(<https://originalprint.jp/>)を主として、インターネットを介して注文を受け付けております。Web上のデザインの作成のしやすさも同サイトの特長の1つになります。今後も継続的にサイトの機能向上を行ってまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役監査、内部監査、会計監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、今後も事業拡大を見込んでおり、内部管理体制の強化が不可欠であると認識しております。また、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を実現していくためにも、財務、経理、人事、総務等の管理部門のそれぞれの分野での人材の確保及び育成に努めてまいります。

なお、当第2四半期累計期間の特別利益の項目にある受取補填金47,021千円の取引経緯については以下のとおりであります。

当社が2017年12月28日に行った自己株式2,696株（B種優先株式287株、C種優先株式1,709株、D種優先株式700株）の取得については、いわゆる財源規制を定めた会社法第461条第1項に抵触して分配可能額を超えて行わされておりました。このことについて、当社では、事後的に違法な自己株式の取得を認識いたしました。この違法な取引であったことが発覚した後、当社では、当社の法的安定性に瑕疵が生じた状態を解消するために、当時の業務執行取締役が、当社に対して会社法第462条第1項で定められた交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する額から、同条第3項で定められた総株主の同意を得られた分配可能額を限度とした当該義務の免除額を除いた金銭47,021千円を支払うことにより、当該瑕疵が治癒したものと考えております（なお、当社が取得した自己株式2,696株については、その後消却されているため、返還しないこととして処理しております）。上記自己株式を取得した当時においては、当社の管理部門における人員不足等により内部管理体制に不備が存在しておりましたが、現在においては人員体制も充実し、一層の内部管理体制強化に努めております。

⑧ 財務レバレッジの最適化

当社は、財務基盤の安定性を維持しながら事業拡大の投資資金を確保し、財務体質の強化に取り組んでおります。今後も継続的な設備投資を要するため、新たな投資を実行できるよう内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、財務レバレッジの最適化に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している主要なリスクには、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 当社のリスクマネジメント体制

当社は、リスクの発生防止及び適切な対応による損失の最小化を図るため、組織的・計画的に取り組むことを目的として、代表取締役社長を委員長とし、取締役を中心に構成するリスクマネジメント委員会を設置しております。

(2) 当社のリスクマネジメント体制の運用状況

リスクマネジメント委員会は、四半期に1回定例開催するほか、必要に応じて臨時開催し、リスクの調査、網羅的な認識及び重要度の分析、各種リスクへの対応策の検討及び決定、対策の実施状況の監督及び再発防止策の検討等を行っております。

(3) 事業等のリスク

① オンデマンドプリントサービス市場について

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 ② 当社サービスの認知度の向上」で記載しましたとおり、当社事業の認知度の向上が課題と認識しております。オンデマンドプリントサービスはBtoC-EC市場に属しますが、経済産業省が発表した「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）」によると、BtoC-EC市場の物販系分野の2018年から2019年の伸び率は8.09%、2019年から2020年の伸び率は、新型コロナウイルス禍による巣ごもり消費の影響もあり21.71%と大きく伸長しました。今後、当社、当社の提携企業及び競合企業によるマーケティング活動等により、BtoC-EC市場の伸び率を上回るペースでオンデマンドプリントサービス市場は拡大するものと予想しています。しかしながら、上記の予測どおりに同市場が拡大しなかった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：小）

② 競合他社の動向について

現在、国内にはオンデマンドプリントサービスの事業者が複数あり、競合企業とは、一定の競争環境にさらされております。当社はITを活用し、競合企業との差別化を図っております。今後もサービス機能の向上、加工・印刷の効率化を進めていくとともに、積極的なマーケティング活動を行ってまいりますが、他に優れた競合企業が現れた場合等には、価格競争や販売数量の減少等により当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：高／影響度：小）

③ 新規事業について

当社は、当社の様々なノウハウを生かして新規事業に積極的に取り組んでいく考えであります。これにより設備投資、システム投資、人材採用等の支出が発生し、一時的に利益が減少する可能性があります。また、当初の想定どおりに収益の獲得ができなかった場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（顕在化可能性：高／影響度：小）

④ 特定取引先への依存について

当社は、GMOペパボ株式会社の運営するEコマースサイト「SUZURI」で販売された商品に関する製造を受託しており、2021年4月期における同社へ対する売上は、売上高全体の24.8%となっております。同社は、当社の株主でもあり、良好な関係を構築しておりますが、同サイトでの販売の伸び率の減退や、販売減が生じた場合、同社の方針の変更により、他社への委託を増加させた場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、同社以外の提携先の開拓、「オリジナルプリント.jp」等の自社販売サイトの強化に加え、ハードウエア販売、システム開発受託等の新規事業の推進を行い、同社への依存度を下げる取り組みを行っております。

また、仕入れについては、2021年4月期における当社の仕入れのうち、35.7%をキャブ株式会社が占めております。同社から主にTシャツ等の衣類を仕入れております。これは同社の安定した品質及び納期の遵守等の理由

により、結果的に同社への依存度が高まったものであります。同社は、当社の株主でもあり、緊密な情報共有関係で今後も安定的な取引が継続できるものと考えておりますが、たとえ同社との取引が何らかの事情で継続できなくなつたとしても、他社の製品で代替は可能であります。さらに、当社は取扱い商材の多様化を進めており、調達先を分散させることで特定仕入先への依存のリスクを低減してまいります。

しかしながら、同社との取引が何らかの事情により継続できなくなつた場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：中）

⑤ 材料価格の変動について

当社は、Tシャツ、マグカップ等の材料を仕入れて、それに加工・印刷を行い、販売するビジネスを展開しております。常に価格及び品質面で優れた仕入先を探しておりますが、これらの材料やインク等の印刷資材の仕入価格が上昇し、当社の販売価格に転嫁できなかつた場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：中／影響度：小）

⑥ 配送コストの変動について

当社では、一定の注文代金を超えた場合を除き、原則として配送料を商品代金とは別に顧客に請求しておりますが、今後配送コストが上昇した場合、顧客の購買意欲の減退につながる場合や、配送コストの上昇分を顧客に転嫁できない場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：中／影響度：小）

⑦ 外注委託について

当社の事業は、短納期出荷の受注生産を行つてゐるため、注文が集中した場合等、外注先に加工・印刷を委託しております。当社は、品質や信用力等を総合的に検討し、外注委託先を選定することをしておりますが、当社の要求水準を満たす外注委託先が確保できない場合や、外注委託先が品質トラブルや納期遅延を起こした場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：小）

⑧ 法的規制について

当社が事業運営を行う上で、特定商取引法、景品表示法、製造物責任法、個人情報保護法等、様々な法的規制等を受けており、法令遵守を徹底しておりますが、今後その規制が強化されることも考えられます。その場合、事業活動に対する制約の拡大、規制の変化に対応するための負荷やコストの増加も予想され、当社の事業活動及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：小）

⑨ システムトラブルについて

当社の事業は、通信ネットワークやコンピュータシステムに依存しております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化やセキュリティ対策を行つております。しかしながら、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合や、当社サービスサイトの何らかの理由によるシステムトラブル、不正アクセス等が発生した場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：中）

⑩ 自然災害、感染症による人的・物的・経済的被害について

当社では、BCP対策として罹災に備えるため、被害の軽減策、当社工場立地の分散、提携先工場ネットワークの構築、仕入先の多様化等による供給体制の維持継続策を講じております。

しかしながら、地震、台風等の自然災害が発生した場合、工場の設備や従業員等が多大な被害を受け、生産拠点の一部又は全部の操業が中断し、生産及び出荷が遅延する可能性があります。新型コロナウイルス感染症については、当社は、従業員等の感染防止のため、マスクの着用や、手指の消毒の励行などに努めておりますが、従業員等の間で感染が広がつた場合は、生産及び出荷が遅延する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの自粛、物流や移動の制限、消費行動の変化といった経済活動の変化は、当社の事業活動に一定の影響を与える可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：小）

⑪ 情報セキュリティ及び個人情報保護について

当社は、情報セキュリティ及び個人情報保護を事業運営上の重要事項と捉え、プライバシーマークの認証を取得し、自社内の機密情報及び個人情報を厳格に管理しておりますが、万一何らかの理由でこのような情報が流出した場合、当社の信用が失墜し、当社の財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：中）

⑫ 知的財産権の侵害について

当社は、顧客により入稿されたデザインを加工・印刷する事業を行っております。顧客に対しては、著作権、商標権等の第三者の知的財産権を侵害しないようサービスサイト上で注意喚起するほか、利用規約により、知的財産権を侵害したデザインの入稿を禁止しております。また、入稿されたデザインを社内基準に従って審査を行っております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権の侵害があった場合には、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：中／影響度：小）

⑬ 訴訟について

当社では本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社の事業活動に関連して、納品物やサービスの品質等の不備、製造物責任、労務問題等に関し、損害賠償請求等の訴訟を提起される可能性があり、その動向によっては当社の財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：中）

⑭ 人材の育成と確保について

当社は、今後の事業拡大にあたっては、優秀な人材の確保、育成を最優先課題として取り組んでおります。しかしながら、こうした人材の確保や育成が順調に進まない場合又は人材の多数が流出した場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：中／影響度：小）

⑮ 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である山川誠は、当社の創業者であり、設立以来、最高経営責任者として経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

当社では、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業活動及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。（顕在化可能性：低／影響度：中）

⑯ 株式会社日本創発グループとの関係について

本書提出日現在、株式会社日本創発グループは当社発行済株式総数の42.7%（議決権比率42.7%）を保有する当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社として位置付けられております。

当社の経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定において、現状、同社に対して事前承認を要する事項はなく、独立性・自律性は保たれていると認識しております。

当社は同社と直接取引は有しないものの、2021年4月期における、同社の子会社との取引については、当社の収益に係る取引総額は17,688千円、費用に係る取引総額は141,832千円であり、いずれも売上高又は売上原価と販売費及び一般管理費の合計の10%以下と影響は限定的です。なお、費用に係る取引内容といたしましては、主に当社工場の建物賃貸借取引であります。また、同社の子会社との取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保しております。

しかしながら、将来において、同社の経営方針や事業戦略等に変更が生じた場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。当社といたしましては、相互の独立性は今後とも十分確保していく方針です。（顕在化可能性：低／影響度：小）

⑰ 資金使途について

当社が計画している公募増資による資金調達の使途については、主に印刷機械等の購入、システム開発投資、事業拡大に伴う人材採用費、知名度向上のための広告宣伝費等に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界の急激な変化により、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画どおりに資金を使用した場合でも、想定した投資効果をあげられない可能性もあります。（顕在化可能性：低／影響度：中）

⑲ 配当政策について

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業展開の状況、業績や財政状態等を勘査した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針です。

現時点では成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、更なる事業拡大のための設備投資や人材の採用に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。（顕在化可能性：低／影響度：小）

⑯ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合には、既存の株主が保有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は392,909株であり、発行済株式総数1,965,300株の20.0%に相当しております。（顕在化可能性：高／影響度：小）

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第26期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度末における総資産は1,941,298千円となり、前事業年度末と比較して568,059千円の増加となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は1,222,899千円となり、前事業年度末と比較して328,275千円の増加となりました。これは主に、受注拡大に伴う売掛金の増加150,734千円、原材料及び貯蔵品の増加70,605千円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は718,398千円となり、前事業年度末と比較して239,784千円の増加となりました。これは主に、各種印刷機等の設備投資による有形固定資産の増加233,548千円によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は853,622千円となり、前事業年度末と比較して347,850千円の増加となりました。これは主に、新設工場の立ち上げに伴う必要運転資金による短期借入金の増加100,000千円、受注拡大に伴う買掛金の増加90,361千円によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は496,974千円となり、前事業年度末と比較して92,384千円の増加となりました。これは主に、印刷機等をリース資産により取得したことに伴うリース債務の増加116,129千円、長期借入金の減少28,738千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は590,701千円となり、前事業年度末と比較して127,824千円の増加となりました。これは、主に株式の発行による資本金及び資本準備金の増加88,000千円、自己株式の取得による減少112,968千円、当期純利益の計上152,792千円による利益剰余金の増加によるものであります。

第27期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期会計期間末における総資産は2,106,313千円となり、前事業年度末と比較して165,015千円の増加となりました。

(流動資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は1,419,459千円となり、前事業年度末と比較して196,559千円の増加となりました。これは主に売掛金及び契約資産の増加149,152千円、商品の増加34,320千円、原材料及び貯蔵品の増加49,933千円があったものの、仕掛品の減少25,360千円があったことによるものであります。

(固定資産)

当第2四半期会計期間末における固定資産は686,854千円となり、前事業年度末と比較して31,544千円の減少となりました。これは主に有形固定資産の減少43,222千円、無形固定資産の増加8,251千円によるものであります。

(流動負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は794,902千円となり、前事業年度末と比較して58,719千円の減少となりました。これは主に買掛金の増加26,560千円、未払法人税等の増加83,296千円、短期借入金の減少100,000千円、その他の流動負債の減少68,153千円によるものであります。

(固定負債)

当第2四半期会計期間末における固定負債は420,610千円となり、前事業年度末と比較して76,363千円の減少となりました。これは主に長期借入金の減少65,154千円、リース債務の減少11,230千円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は890,799千円となり、前事業年度末と比較して300,098千円の増加となりました。これは、四半期純利益の計上267,338千円による利益剰余金の増加によるものであります。

② 経営成績の状況

第26期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大により、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続いている、かつ、先行きは極めて不透明な状況にあります。

当社が扱う主たる商材のアパレル業界では、海外生産の不確実性の拡大、商業施設の臨時休業や営業時間短縮、外出自粛等により、実店舗での個人消費については非常に厳しい状態が続いている。また、各種イベントが中止や延期される状況が継続しており、イベントに伴うTシャツ、バッグ等の販売商品、販促商品についての法人需要についても大きな落ち込みが続いている。

一方でEコマースについては、オンラインからオンラインの流れが加速しており、外出自粛に伴う巣ごもり需要拡大後も、成長を継続しています。

印刷業界においては、印刷設備の低価格化等による参入障壁が低くなる一方で、高機能な印刷機は高額化しており、豊富な資金力を持った企業がオンデマンドプリント業に参入しています。さらに、欧米企業の日本への参入が加速しており、グローバルな競争を視野に入れた戦略が必須となっています。

このような環境の中、当社のオンデマンドによる在庫リスクの削減効果と多様なニーズへの対応力の強みを活かして、Eコマースを運営する各主要提携先からの受注が拡大し、大幅な売上増を実現しました。また、マスク等のウイルス感染症対策商品については、有力マスクメーカーと連携しながら、ニーズに応える商品展開を進めました。

新規事業として推進している製造プロセスのDX化を促進する「オンデマンドプリントソリューションズ（ODPS）」の一環であるハードウエア販売についても、Eコマースの拡大に伴う物流増及び省力化ニーズの高まりを受けて受注及び売上が堅調に推移しました。

生産面ではODPSも活用し、提携先工場ネットワークの構築を推進し、受注増に対応するためのキャパシティ増を実現しました。また、関東に集中していた自社生産拠点の地域分散と次世代の製造ラインの構築のために岐阜県多治見市に当社最大規模となる新規生産拠点（GPC工場）の立ち上げを推進しました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高4,330,335千円（前事業年度比52.3%増）、営業利益220,880千円（前事業年度比102.0%増）、経常利益221,090千円（前事業年度比107.9%増）、当期純利益152,792千円（前事業年度比77.9%増）となりました。

なお、当社はオンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

第27期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が解除される9月まで経済活動が抑制される状況が続きました。ワクチン接種の普及により新型コロナウイルス感染症は終息傾向にあり、経済活動は回復に向かうことが予測されますが、変異ウイルスの感染が広がりを見せており、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社の属するオンデマンドプリント業界におきましては、コロナ禍において、人々の生活様式の変化が加速し、情報通信端末の普及、オンラインの消費活動が定着したことにより衣料・服飾雑貨及び生活雑貨等のEC物販市場は急成長を遂げ、その市場規模の拡大が続いている。一方で、オンラインではリアルな顧客体験の提供をすべく店頭販売やイベント関連の法人需要が緩やかに回復基調にあります。

また、地球環境に対する負荷の低減に向けて、SDGsへの意識が高まるなか、当社も環境に配慮したモノづくりで社会に貢献できるよう努めています。

このような環境の中、オンデマンド生産できるアイテムを挙げ、世の中の無駄な在庫を減らし、より豊かな社会の実現に向けて、オンデマンドプリントサービスを推進するとともに、新商品のハードウエアとしてオンデマンド転写プリンター「TransJet」、新サービスのソフトウェアとしてデザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC「makertown」をリリースしました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は2,709,478千円、営業利益は341,238千円、経常利益は339,106千円、四半期純利益は267,338千円となりました。

なお、当社はオンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第26期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は574,334千円となり、前事業年度末と比較して59,134千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、358,780千円（前事業年度は232,118千円の獲得）となりました。これは主に、業績が好調に推移したことによる税引前当期純利益の計上182,337千円、減価償却費178,297千円、仕入債務90,361千円の増加要因があった一方で、売上債権150,734千円、たな卸資産80,914千円が増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、486,977千円（前事業年度は256,233千円の使用）となりました。これは主に、岐阜県多治見市に工場を新設したことに伴う有形固定資産の取得による支出481,103千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、187,325千円（前事業年度は255,000千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円、セール・アンド・リースバックによる収入135,648千円及び株式の発行による収入88,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出114,030千円、自己株式の取得による支出112,968千円があったことによるものです。

第27期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は574,157千円となり、前事業年度末と比較して176千円の減少となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、219,404千円となりました。これは主に税引前四半期純利益386,127千円、減価償却費82,740千円、売上債権及び契約資産の増加額149,152千円、棚卸資産の増加額58,893千円、仕入債務の増加額26,560千円、前受金の減少額66,385千円、補填金の受取額47,021千円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、77,898千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出62,843千円、無形固定資産の取得による支出11,656千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、141,682千円となりました。これは主に短期借入金の減少額100,000千円、長期借入金の返済による支出59,834千円、リース債務の返済による支出14,608千円、新株予約権の行使による自己株式の処分による収入23,760千円があったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

第26期事業年度及び第27期第2四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。なお、当社は、オンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の生産実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	第26期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	前年同期比 (%)	第27期第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
オンデマンドプリントソリューション事業 (千円)	2,811,721	157.7	1,603,554
合計	2,811,721	157.7	1,603,554

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、受注から販売・役務提供までの期間が短いものが大半を占めており、常に受注残高は少額であります。そのため、受注実績に重要性がないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第26期事業年度及び第27期第2四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は、オンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	第26期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	前年同期比 (%)	第27期第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
オンデマンドプリントソリューション事業 (千円)	4,330,335	152.3	2,709,478
合計	4,330,335	152.3	2,709,478

(注) 1. 第26期事業年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、当社プラットフォームサイト及び提携先Webサイトにおけるオリジナルプリントグッズ販売の増加によるものであります。

2. 最近2事業年度及び第27期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第25期事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		第26期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)		第27期第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
GMOペパボ株式会社	471,758	16.6	1,073,414	24.8	720,577	26.6

3. 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、財務諸表の作成にあたって、用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載し

ております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第26期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（売上高）

当事業年度の売上高は、4,330,335千円で、前事業年度比52.3%の増加となりました。これは主に、SEO対策が奏功し、「オリジナルプリント.jp」による販売が好調に推移したこと及び提携企業のキャンペーンによる販売促進が奏功したことによる受注の拡大によるものです。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度の売上原価は、2,943,248千円で、前事業年度比60.6%の増加となりました。これは主に、受注拡大に伴う労務費及び材料費の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は1,387,086千円で、前事業年度比37.3%の増加となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、1,166,206千円で、前事業年度比29.4%の増加となりました。これは主に、組織拡充に伴う給料及び手当の増加によるものであります。

この結果、営業利益は220,880千円で、前事業年度比102.0%の増加となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は、3,616千円で、前事業年度比727.0%の増加となりました。これは主に、補助金収入の増加によるものであります。また、営業外費用は、3,406千円で、前事業年度比0.9%の減少となりました。

この結果、経常利益は221,090千円で、前事業年度比107.9%の増加となりました。

（特別損益、当期純利益）

特別利益については、当事業年度においては発生しておらず、特別損失は38,753千円計上しております。これは主に、使用が見込まれなくなった製造設備等の固定資産除却損の発生によるものであります。また、法人税、住民税及び事業税を35,490千円、法人税等調整額を△5,946千円計上しております。

この結果、当期純利益は、152,792千円で、前事業年度比77.9%の増加となりました。

第27期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

（売上高）

当第2四半期累計期間の売上高は、2,709,478千円となりました。これは主に、前事業年度に引き続き「オリジナルプリント.jp」を中心とする当社直営ウェブサイトでの販売が好調に推移したこと及び提携企業運営ウェブサイトからの受注の拡大によるもの並びにハードウェア販売の伸張によるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当第2四半期累計期間の売上原価は、1,714,195千円となりました。これは主に、売上高に比例して変動する材料費及び外注加工費、労務費並びにハードウェア仕入によるものであります。この結果、売上総利益は995,282千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、654,043千円となりました。これは主に、人件費及び商品出荷のための荷造運送費によるものであります。この結果、営業利益は341,238千円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当第2四半期累計期間の営業外収益は、791千円となりました。また、営業外費用は、2,923千円で、これは主に、支払利息によるものであります。この結果、経常利益は339,106千円となりました。

（特別損益、四半期純利益）

当第2四半期累計期間の特別利益は、受取補填金による47,021千円となりました。また、特別損失の発生はありませんでした。法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した税金費用は、118,789千円となりました。この結果、四半期純利益は、267,338千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性

当社の事業活動における資金需要のうち主なものは、当社のオンデマンドプリントソリューション事業を推進するための運転資金（人件費、労務費、製造経費等）であります。これらの事業活動に必要な資金については、営業活動によるキャッシュ・フローでまかなうことを基本としております。

また、当社の事業活動においては、生産機能の維持及び向上のため設備投資が不可欠であり、必要に応じて金融機関からの調達を実施する予定であります。

なお、当社は取引銀行2行の金融機関との間で合計230,000千円の当座貸越契約を締結（本書提出日現在で借入実行残高はありません）しております、手元資金が必要額に満たなくなると想定される場合には、当座貸越契約を活用し金融機関からの短期借入金を通じて、必要な資金残高を確保することを考えております。当社の事業は主に個別受注生産であり、棚卸資産回転期間や売上債権回転期間が短期間であるため、資金の流動性に問題はないものと考えておりますが、今後も資金の残高及び各キャッシュ・フローの状況を注視しつつ、資本の財源及び資金の流動性の確保に努めてまいります。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり認識しております、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、さまざまな課題に対処することが必要であると認識しております。

これらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、継続的なサービスの向上による競合との差別化を推進し、さらなる事業拡大を図ってまいります。

⑦ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、主な経営指標として売上高成長率と売上高経常利益率を重視することで、企業の成長性及び企業価値を高め、持続的な経営を目指しております。各指標の推移は以下のとおりであります。

	第25期事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	第26期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上高成長率	37.6%	52.3%
売上高経常利益率	3.7%	5.1%

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、「個性と創造性溢れる豊かな社会作りに貢献する。」という経営理念のもと、最先端の印刷技術とIT技術を活用したオンデマンドプリントソリューション事業を推進し続けることを目的として、高品質かつ高速でTシャツ等への印刷を行うための独自技術の研究に取り組んでおります。

研究開発体制としては、特命案件を担当する専任者が中心となり、製造部門とも連携しつつ、生産性の向上や最適な印刷条件（温度、湿度）、印刷加工方法等の検証を行っております。その成果として培った先進的な印刷技術を自社工場で利活用し、品質及び生産効率の向上に努めております。

第26期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度は、高画質で印刷可能な液体トナーの使用による高品質のデジタル転写を実現すべく転写シートの研究開発を行い、研究開発費の総額は10,560千円となりました。

第27期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間における研究開発活動は、D T G プリンター（注1）に代わり拡大が見込まれるD T F プリンター（注2）によるプリント加工に関して、技術的・品質的なアプローチ及び生産に要する機械設備及び消耗品の研究開発を行いました。また、プリント加工後の梱包出荷工程に関して効率化及び原価低減を目的とした研究開発を行いました。以上の結果、研究開発費の総額は6,945千円となりました。

（注）1. D T G : Direct to garmentの略称で、生地に直接印刷するプリンターであります。

2. D T F : Direct to filmの略称で、転写プリンターであります。転写シートを熱プレスで生地にプリント加工します。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第26期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は、456,955千円となりました。主なものとしては、デジタル印刷設備等の機械及び装置、工場新設に伴う建物附属設備等あります。

なお、当事業年度において生産性改善及び最適な生産体制構築のため、今後使用することが見込まれない製造設備等を中心に除却損失38,753千円を計上しております。

第27期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間に実施した設備投資の総額は、61,191千円となりました。主なものとしてはロータリーUVプリンター等の機械及び装置等あります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	機械及び装 置	リース資産	その他	合計	
小豆沢工場 (東京都板橋区)	製造設備	7,000	111,400	2,112	1,963	122,477	43 (71)
新河岸工場 (東京都板橋区)	製造設備	4,343	9,687	678	263	14,973	4 (8)
朝霞工場 (埼玉県朝霞市)	製造設備	5,240	39,595	8,776	—	53,612	3 (27)
I P C工場 (東京都板橋区)	製造設備	3,722	117,149	—	560	121,432	7 (26)
志村工場 (東京都板橋区)	製造設備	10,618	18,973	5,620	—	35,211	7 (29)
G P C工場 (岐阜県多治見市)	製造設備	83,972	37,401	124,987	871	247,232	3 (—)
小石川本社 (東京都文京区)	事務所設備	18,826	1,453	1,512	501	22,293	91 (4)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び車両運搬具の合計であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 本社及び各工場はすべて賃借物件であり、年間賃借料の合計（共益費込み）は147,429千円であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外へ出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2021年12月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
G P C工場 (岐阜県多治見市)	製造設備	100,000	—	増資資金	(注) 3	(注) 4	(注) 5
関東工場 (仮)	建物附属設備	500,000	—	自己資金及び 借入金	(注) 3	(注) 4	(注) 5
小石川本社 (東京都文京区)	基幹システム	100,000	—	増資資金	(注) 3	(注) 4	(注) 5

- (注) 1. 当社は、オンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 着手年月は2023年4月期から2024年4月期を予定しておりますが、月は未定であります。
4. 完成予定年月は2023年4月期から2024年4月期を想定しておりますが、月は未定であります。なお、今後の設備投資計画の変更により、完成予定年月が変更される可能性があります。
5. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

(注) 2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株増加し、7,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,965,300	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,965,300	—	—

(注) 1. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で消却しております。

2. 2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、2021年10月27日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

決議年月日	2017年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3
新株予約権の数（個）※	3,500 [1,680]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 350,000 [168,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	180 (注) 2、5
新株予約権の行使期間※	2019年12月27日から 2027年12月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）※	発行価格 180 資本組入額 90 (注) 5
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年12月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式に従い調整するものとする。なお、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

なお、上記算式については「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする。

3. ① 新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問等の当社又は子会社との継続的な契約関係のある者のいざれかの地位にあること。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いざれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において

て定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 当社は、2019年8月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2019年8月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 (注) 5	当社従業員 23 (注) 5
新株予約権の数(個)※	195,000	13,374 [12,806]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 195,000 (注) 1	普通株式 13,374 [12,806] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	400 (注) 2	
新株予約権の行使期間※	2019年8月31日から2029年7月30日まで	2021年8月28日から2029年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 400 資本組入額 200	
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4	

※ 最近事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式に従い調整するものとする。なお、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする。

3. ① 新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問等の当社又は子会社との継続的な契約関係のある者のいずれかの地位にあること。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- ② 本新株予約権の行使は当社の株式がいずれかの金融商品取引所へ上場がなされるまでの期間は、本新株予約権は行使することができないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合又は本新株予約権者が当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味する。）の取締役又は監査役の場合はこの限りでない。

- ③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

- (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における「付与対象者の区分及び人數」は、当社取締役3名、当社従業員21名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年7月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 25（注）5
新株予約権の数（個）※	17,383 [17,103]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,383 [17,103]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	800（注）2
新株予約権の行使期間※	2022年7月31日から 2030年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）※	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 最近事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年12月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載してお
り、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式に従い調整するものとする。なお、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{時価}}$$

なお、上記算式については「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする。

3. ① 新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問等の当社又は子会社との継続的な契約関係のある者のいずれかの地位にあること。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、

下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における「付与対象者の区分及び人數」は、当社従業員24名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2018年2月9日 (注) 1	普通株式 1,820	普通株式 4,223 B種優先株式 2,301 C種優先株式 3,398 D種優先株式 3,700	16,380	46,380	16,380	92,664
2018年4月23日 (注) 2	普通株式 200	普通株式 4,423 B種優先株式 2,301 C種優先株式 3,398 D種優先株式 3,700	1,800	48,180	1,800	94,464
2018年7月10日 (注) 3	普通株式 5,807 B種優先株式 △2,301 C種優先株式 △3,398 D種優先株式 △700	普通株式 10,230 D種優先株式 3,000	—	48,180	—	94,464
2018年7月31日 (注) 4	普通株式 1,282	普通株式 11,512 D種優先株式 3,000	24,999	73,179	24,999	119,463
2019年4月5日 (注) 5	普通株式 500	普通株式 12,012 D種優先株式 3,000	10,000	83,179	10,000	129,463
2019年4月12日 (注) 6	普通株式 810	普通株式 12,822 D種優先株式 3,000	16,200	99,379	16,200	145,663
2019年8月15日 (注) 7	普通株式 1,269,378 D種優先株式 297,000	普通株式 1,282,200 D種優先株式 300,000	—	99,379	—	145,663
2020年1月30日 (注) 8	普通株式 63,700	普通株式 1,345,900 D種優先株式 300,000	25,480	124,859	25,480	171,143
2020年4月21日 (注) 9	—	普通株式 1,345,900 D種優先株式 300,000	△108,579	16,280	—	171,143

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2020年4月22日 (注) 10	普通株式 4,000	普通株式 1,349,900 D種優先株式 300,000	1,600	17,880	1,600	172,743
2020年4月24日 (注) 11	普通株式 80,300	普通株式 1,430,200 D種優先株式 300,000	32,120	50,000	32,120	204,863
2020年7月31日 (注) 12	普通株式 10,000	普通株式 1,440,200 D種優先株式 300,000	4,000	54,000	4,000	208,863
2021年1月29日 (注) 13	普通株式 80,000	普通株式 1,520,200 D種優先株式 300,000	40,000	94,000	40,000	248,863
2021年10月15日 (注) 14	普通株式 50,000	普通株式 1,570,200 D種優先株式 300,000	4,500	98,500	4,500	253,363
2021年10月27日 (注) 15、16	普通株式 420,000 D種優先株式 △300,000	普通株式 1,990,200	—	98,500	—	253,363
2021年10月27日 (注) 17	普通株式 △24,900	普通株式 1,965,300	—	98,500	—	253,363

（注）1. 有償第三者割当

割当先 株式会社ポリ・テープ・ジャパン、山川誠、京田諭、坊野寛、尾崎充

発行価格 18,000円

資本組入額 9,000円

2. 有償第三者割当

割当先 小谷野正道

発行価格 18,000円

資本組入額 9,000円

3. 2018年7月10日付で、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのB種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該B種優先株主及びC種優先株主に、B種優先株式2,014株につき普通株式3,174株を交付し、C種優先株式1,689株につき普通株式2,633株を交付しております。また、その後同日付でB種優先株式2,301株、C種優先株式3,398株及びD種優先株式700株を消却しております。

4. 有償第三者割当

割当先 株式会社Showcase Capital

発行価格 39,000円

資本組入額 19,500円

5. 有償第三者割当

割当先 株式会社プラスワンインターナショナル

発行価格 40,000円

資本組入額 20,000円

6. 有償第三者割当

割当先 凸版印刷株式会社

発行価格 40,000円

資本組入額 20,000円

7. 株式分割（1：100）によるものであります。
8. 有償第三者割当

割当先 キャブ株式会社、早川洋平、河田顕
発行価格 800円
資本組入額 400円
9. 2020年3月27日の臨時株主総会決議により、資本政策、配当政策等の諸事情を勘案して、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。この結果、資本金が108,579千円（減資割合87.0%）減少しております。
10. 有償第三者割当

割当先 島崎良二
発行価格 800円
資本組入額 400円
11. 有償第三者割当

割当先 株式会社トランザクション、田中良寛
発行価格 800円
資本組入額 400円
12. 有償第三者割当

割当先 栗原俊幸
発行価格 800円
資本組入額 400円
13. 有償第三者割当

割当先 GMOペパボ株式会社
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
14. 新株予約権の行使による増加であります。
15. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で消却しております。
16. 2021年10月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
17. 自己株式の消却による減少であります。

(4) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	11	—	—	10	21	—
所有株式数（単元）	—	—	—	15,058	—	—	4,595	19,653	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	76.62	—	—	23.38	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,965,300	19,653	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,965,300	—	—
総株主の議決権	—	19,653	—

- (注) 1. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で消却しております。
2. 2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、2021年10月27日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第1号によるD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

普通株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
株主総会（2020年11月2日）での決議状況 (取得期間2020年11月2日～2020年11月6日)	128,200	92,304
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	128,200	92,304
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
株主総会（2020年11月17日）での決議状況 (取得期間2020年11月17日～2020年11月30日)	28,700	20,664
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	28,700	20,664
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

D種優先株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
取締役会（2021年10月12日）での決議状況 (取得期間2021年10月27日)	D種優先株式 300,000	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	D種優先株式 300,000	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で会社法第178条に基づき消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	24,900	17,928
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の行使）	—	—	132,000	95,040
保有自己株式数	156,900	—	—	—

D種優先株式

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	D種優先株式 300,000	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（—）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2021年10月12日開催の取締役会決議により、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で会社法第178条に基づき消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先することが、株主に対する最大の利益還元になるとの考え方のもと、設立以来配当を実施しておりません。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、事業展開の状況、業績や財政状態等を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針です。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための人材の採用や設備投資に充当していく予定であります。

配当を実施する場合の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、インターネットを通じて不特定多数のお客様との取引を行っており、社会からの信頼を得て、経営の透明性を確保し、株主、お客様、社員、地域社会等あらゆるステークホルダーとの信頼関係を強化することが経営の最重要課題の一つと考えております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な企業価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として代表取締役社長直轄の内部監査室を設けて対応しております。これらの機関が相互に連携することによって、経営の健全性及び透明性を維持し、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底を確保できるものと認識しているため、現在の企業統治体制を採用しております。

当社の機関の概要は以下のとおりであります。

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、原則として毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令又は定款で定められた事項及び経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会の議長は代表取締役社長であり、構成員の氏名については、後記「(2) 役員の状況」に記載しております。

b 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成され、原則として毎月1回開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。議長は常勤監査役であり、構成員の氏名については、後記「(2) 役員の状況」に記載しております。監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、取締役及び使用人への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c リスクマネジメント委員会

当社は、各種リスクに係る事項に対し、組織的・計画的に対応することを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役を中心に構成されており、原則として四半期に1回開催しております。リスクマネジメント委員会は、当社に経済的、物理的又は信用上の不利益や損失を生じさせる可能性のある事象をリスクとして広範な検討を行い、重要性の高いリスクを洗い出したうえで、具体的な対応策を協議し、リスクマネジメントを推進しております。

d コンプライアンス委員会

当社は、各種コンプライアンスに係る事項に対し、組織的・計画的に対応することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役を中心に構成されており、原則として四半期に1回開催しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る取り組みの推進、社内研修等のほか、コンプライアンス違反行為等の有無を確認し、該当がある場合には対応について協議し、コンプライアンスの徹底を図っております。

e 経営会議

当社では、代表取締役、取締役、常勤監査役が部門長から報告を受け、協議を行う経営会議を設置し、原則として毎週開催しております。経営会議は部門単位で開催し、各部門の執行案件に関する議論、重要事項についての審議を行うことにより、経営活動の効率化を図っております。

f 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

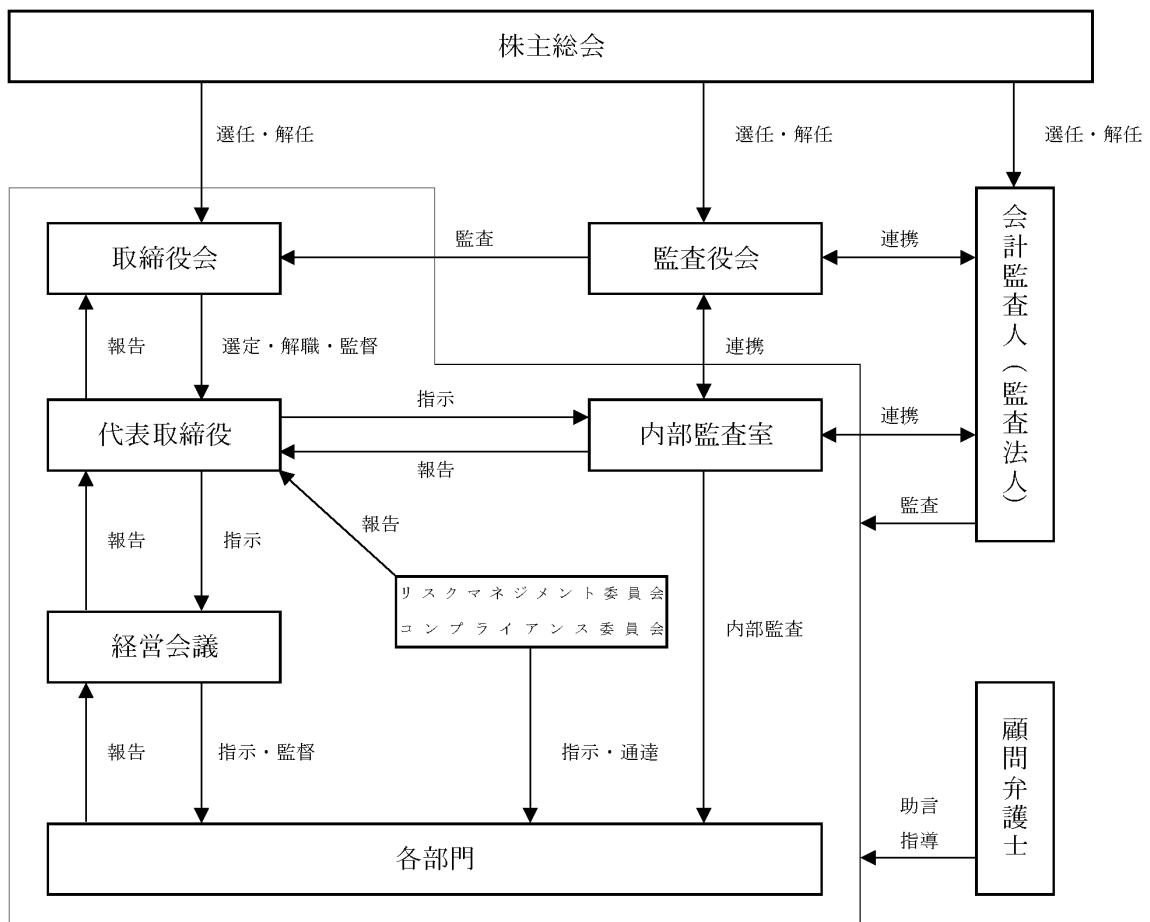
g 顧問弁護士

当社では、重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行ったうえで、適切な助言指導を受けております。

h 内部監査室

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、代表取締役社長により直接任命された内部監査担当者（1名）を選任しております。内部監査担当者は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に対し報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

当社の機関・内部管理体制を図示すると次のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社では、業務の適正性を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行うとともに、これらの社内浸透と遵守徹底を図る。
- ・監査役による取締役会の監査を通じ、取締役の職務執行が法令、定款、社内規則及び社会規範に適合することを確保する。
- ・リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会等を開催し、問題点の発見、把握、解決や内部通報対応に取り組む。
- ・コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- ・内部監査担当は、内部監査の結果及び内部統制報告制度の評価結果を定期的に代表取締役及び監査役に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」により適切に管理し、関係者が必要に応じて閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・中期経営計画及び年次計画を策定し、職務の効率的な執行が可能な体制作りを行う。
- ・上記計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて計画の達成を図る。
- ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築する。
- ・財務報告に係る内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の業務を補助すべき使用者を置くこと及び置く場合の員数については、監査役と取締役会の協議の上で決定する。
- ・当該使用者の人事評価、人事異動等については、監査役会の同意を要するものとし、当該使用者の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
- ・監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。
- ・取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ・監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。

チ. その他監査役による監査の実効性を確保するための体制

- ・監査役は、定期的に代表取締役との会合を開き、意見交換や情報交換を行う。
- ・監査役は、内部監査担当との情報交換を行うとともに、職務の実効性を上げるため、必要に応じて協働体制をとる。
- ・監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの発生防止に関わる諸活動の管理・検証、リスクの発生防止体制や対策の企画立案・推進及びリスク発生防止のための社内周知・啓蒙活動等を実施しております。また、「倫理規程」を定め、高い倫理観とコンプライアンス精神浸透のための研修を行うとともに、コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、コンプライアンス上の問題事象の有無の確認、問題発生の予防策について管理を行っております。

c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に發揮すると共に期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

d. 取締役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨を定款に定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 8名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 －%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	山川 誠	1966年2月27日生	1984年6月 パロマ工業株式会社入社 1986年2月 株式会社レンタルのニッケン入社 1995年5月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注) 3	296,000 (注) 5
取締役 情報コミュニケーション 本部長	京田 諭	1971年12月25日生	1995年4月 株式会社フォーパル入社 2003年10月 株式会社サイバード入社 2008年6月 当社入社 C F O兼経営企画室長 2009年7月 当社取締役C F O兼事業開発本部長 2019年5月 当社取締役C F O兼営業本部長 2020年1月 当社取締役C F O兼情報コミュニケーション本部長 2020年7月 当社取締役情報コミュニケーション本部長(現任)	(注) 3	136,000 (注) 6
取締役 開発本部長兼製造本部長	坊野 寛	1974年1月10日生	1997年8月 テクマトリックス株式会社入社 2005年7月 株式会社サイバード入社 2009年3月 当社入社 2009年5月 当社開発本部長 2009年7月 当社取締役開発本部長 2020年1月 当社取締役開発本部長兼製造本部長(現任)	(注) 3	66,000
取締役 管理本部長	栗原 俊幸	1975年4月25日生	2006年12月 みすず監査法人入所 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2010年7月 公認会計士登録 2014年1月 グラントソントン・マスターズトラスト株式会社(現マスターズトラスト株式会社)入社 2015年4月 株式会社ソリューションデザイン入社 2017年10月 株式会社アプライズ入社 2020年6月 当社入社 管理本部長 2020年7月 当社取締役管理本部長(現任)	(注) 3	10,000
取締役	柏森 加里矢	1973年10月4日生	1996年4月 三菱商事株式会社入社 2003年6月 Globespan Capital Partners, Inc. 入社 2008年9月 当社社外取締役 2011年12月 当社社外取締役退任 2012年1月 ソフトバンクグループ株式会社入社 2014年11月 株式会社QUOINE JAPAN(現QUOINE株式会社)設立 代表取締役C E O(現任) 2019年3月 リキッドグループ株式会社設立 代表取締役C E O(現任) 2021年7月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
監査役 (常勤)	大野 俊朗	1959年8月19日生	1984年4月 株式会社四国銀行入行 1993年1月 株式会社スクウェア(現株式会社スクウェア・エニックス)入社 2006年3月 株式会社ゲームオン代表取締役社長 2008年4月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社執行役員 2009年3月 GRAVITY Co.,Ltd. 代表理事社長 2014年8月 株式会社アリカ代表取締役社長 2018年4月 当社入社 顧問 2018年7月 当社監査役(現任) 2020年9月 株式会社ノックパックワークス社外取締役(現任)	(注) 4	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	尾崎 充	1964年9月29日生	1989年10月 KPMGピートマーウィック港監査法人 (現 有限責任あづさ監査法人) 入所 1993年9月 公認会計士登録 1993年10月 中島公認会計士税理士事務所 入所 1997年11月 株式会社アクティベートジャパンコン サルティング代表取締役 (現任) 1998年4月 尾崎公認会計士事務所 (現 アクティ ベートジャパン公認会計士共同事務 所) 所長 1998年4月 協立監査法人入所 2008年6月 アクティベートジャパン税理士法人 代表社員 (現任) 2008年9月 当社監査役 (現任) 2009年7月 株式会社リブセンス監査役 (現任) 2016年6月 株式会社GA technologies監査役 2016年12月 株式会社Bestエフォート (現株式会社 ラストワンマイル) 監査役 (現任) 2020年7月 アクティベートジャパン公認会計士共 同事務所統括者 (現任)	(注) 4	16,000
監査役	大井 哲也	1972年1月5日生	2000年4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所入所 2011年1月 同所パートナー (現任) 2013年11月 株式会社ジェイアイエヌ (現株式会社 ジンズホールディングス) 監査役 (現 任) 2014年7月 株式会社マーケットエンタープライズ 監査役 (現任) 2016年9月 テックファームホールディングス株式 会社取締役 (監査等委員) (現任) 2019年12月 TMI プライバシー&セキュリティコ ンサルティング株式会社 代表取締役社長 (現任) 2021年7月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
計					525,000

- (注) 1. 取締役 梶森加里矢は、社外取締役であります。
 2. 監査役 尾崎充及び大井哲也は、社外監査役であります。
 3. 2021年10月27日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年4月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 2021年10月27日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年4月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 代表取締役社長 山川誠の所有株式数には、「株式会社エイエム」名義にて所有する株式数を含んでおります。
 6. 取締役情報コミュニケーション本部長 京田諭の所有株式数には、「株式会社アジュール」名義にて所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名で、社外監査役は2名であります。

当社、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、企業経営における幅広い知見、経験や専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督といった機能及び役割を担える人材で、かつ当社との関係から判断し、独立性が確保できる者を選任することとしております。

社外取締役の梶森加里矢は、ファイナンス及び企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験及び知識に基づき、取締役会、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会の場で、有効な助言又は提言を行っております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の尾崎充は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的な知識を有し、他社での監

査役経験など監査全般についての豊富な知見から、当社の経営全般の監査・監督に資すると判断し、社外監査役に選任しております。取締役会、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会の場で、その専門的見地からの有効な助言又は提言を行っております。同氏は当社株式16,000株を所有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大井哲也は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有し、他社での監査役経験など監査全般についての豊富な知見から、社外監査役として適任であると判断しております。取締役会、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会の場で、その専門的見地からの有効な助言又は提言を行っております。当社と、同氏が所属するTMI総合法律事務所との間には特許調査業務について断続的に取引があり報酬を支払っておりますが、当該取引に同氏は関与しておらず、最近事業年度における報酬総額は、販売費及び一般管理費合計額の1.0%未満と少額であり重要性はないと判断しております。それ以外に同氏と当社との間には、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門の関係

監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、社外取締役とは定例取締役会における定期的な情報交換・意見交換を通じて、取締役の職務執行における適法性並びに経営判断に関わる意思決定プロセスの妥当性監査を実施しております。

また、監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に機能するよう、内部監査結果については、監査の都度で内部監査担当と監査役の間で意見・情報交換を行うこととしております。内部監査担当と監査法人の連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席し、意見交換を行うこととしております。監査役と監査法人とは、期中に報告を受けるほか、適宜、意見交換を行うこととしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。さらに、定期的に会計監査人と内部監査担当者との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

監査役会での主な検討事項は、監査役会規則の制定及び監査役監査基準の改定、監査計画の策定、取締役の職務執行の監査、株主総会及び取締役会の議案の確認、内部統制システムの妥当性等の検討であります。また、代表取締役との定期的な会合を行い、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をし、相互認識を深めるように努めております。

常勤監査役は、役職員との個別面談、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書等の社内書類の閲覧等により会社の状況を把握し、経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査役への情報共有を行うことで監査機能の充実を図っております。

監査役会は2021年7月29日に設置されました。監査役会設置から本書提出日までの各監査役の監査役会への出席率は100%であります。最近事業年度（2021年4月期）においては、監査役会はなく、監査役協議会を開催しておりました。開催回数は、18回（うち臨時6回）であり、その出席状況は以下のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
監査役（常勤）	大野 俊朗	18回	18回
監査役（社外）	尾崎 充	18回	18回

② 内部監査の状況

当社では、代表取締役直轄の独立組織である内部監査室を設置し、内部監査担当者（1名）を選任しております。事業年度ごとに内部監査計画を策定し、内部統制の有効性及び業務の執行状況について、定期的に内部監査を実施しております。また、社内規程等の遵守状況、コンプライアンス体制の整備状況について、独立・客観的な評価を実施するとともに、改善事項を指摘し、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。さらに、定期的に会計監査人と監査役との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 山本 秀仁

指定有限責任社員・業務執行社員 中井 清二

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 13名

e 監査法人の選定方針と理由

当社では、会計監査が適切に実施されることを担保するため、十分な品質管理体制が整備されていること、当社事業に対する十分な理解を有すること、監査日数並びに監査報酬の適切性、監査責任者と当社経営者及び監査役等との間での適切なコミュニケーション、不正リスクに対する十分な配慮等の観点を、監査法人の候補の選定、解任又は不再任を決定する際の方針としております。

現監査法人を選定した理由は、当社の事業特性を踏まえて、同監査法人の監査実績、当社に対する監査体制等が当社の事業規模に適しており、当社の選定方針と合わせて総合的に勘案した結果、適任であると判断したためです。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等を確認し、監査法人の評価を実施しております。その結果、監査法人の独立性・専門性ともに問題はないものと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,000	—	15,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a を除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会において、会計監査人の監査計画、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行い、適切であると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額の決定方針を定めており、その内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。各取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が個人別の報酬額案を取締役会に付議し、取締役会決議により決定するものとする。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

当社の取締役報酬の限度額は、2017年7月27日開催の株主総会の決議により年額120百万円以内（決議時点の取締役の員数は4名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）、監査役報酬の限度額は、年額20百万円以内（決議時点の監査役の員数は1名。）と決定しております。

なお、当社の役員が最近事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	28,999	28,999	—	—	2
監査役（社外監査役を除く。）	9,000	9,000	—	—	1
社外役員	2,400	2,400	—	—	1

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（人）	内容
39,000	3	使用人分としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有する株式について、主として株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、個別の政策保有について、保有目的のほか、配当利回り等の定量的観点から取締役会において定期的に検証し、保有意義が希薄化し継続して保有する必要がないと判断した株式は順次縮減していく方針であります。

b. 銘柄及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	0

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、前事業年度（2019年5月1日から2020年4月30日まで）及び当事業年度（2020年5月1日から2021年4月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年8月1日から2021年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年5月1日から2021年10月31日まで）の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、外部研修への参加等を通じて、社内における専門知識の蓄積に努めています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	515,199	574,334
売掛金	200,570	351,304
商品	—	926
仕掛品	42,847	54,411
原材料及び貯蔵品	76,131	146,736
前渡金	16,680	47,147
前払費用	17,026	25,201
その他	26,167	22,836
流動資産合計	894,624	1,222,899
定資産		
有形固定資産		
建物	57,424	146,244
減価償却累計額	△6,351	△12,519
建物（純額）	51,072	133,725
機械及び装置	471,125	587,438
減価償却累計額	△164,108	△247,855
機械及び装置（純額）	307,016	339,582
車両運搬具	1,564	4,510
減価償却累計額	△1,043	△2,546
車両運搬具（純額）	521	1,963
工具、器具及び備品	9,201	10,421
減価償却累計額	△6,997	△8,225
工具、器具及び備品（純額）	2,203	2,195
リース資産	37,416	173,065
減価償却累計額	△21,049	△29,376
リース資産（純額）	16,367	143,688
建設仮勘定	29,703	19,277
有形固定資産合計	406,885	640,434
無形固定資産		
ソフトウエア	22,256	16,032
無形固定資産合計	22,256	16,032
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	2,694	1,409
繰延税金資産	12,652	18,598
敷金及び保証金	33,941	41,739
その他	174	174
投資その他の資産合計	49,472	61,932
固定資産合計	478,614	718,398
資産合計	1,373,238	1,941,298

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	89,655	180,016
短期借入金	—	※ 100,000
1年内返済予定の長期借入金	107,460	122,168
リース債務	7,369	32,141
未払金	116,136	149,931
未払費用	64,230	91,998
未払法人税等	1,220	35,490
未払消費税等	36,419	33,009
前受金	73,375	83,802
預り金	2,261	2,822
賞与引当金	7,587	21,809
その他	57	431
流動負債合計	505,771	853,622
固定負債		
長期借入金	370,470	341,732
リース債務	11,407	127,536
資産除去債務	22,712	27,705
固定負債合計	404,590	496,974
負債合計	910,362	1,350,597
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	94,000
資本剰余金		
資本準備金	204,863	248,863
その他資本剰余金	108,579	108,579
資本剰余金合計	313,442	357,442
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	99,434	252,227
利益剰余金合計	99,434	252,227
自己株式	—	△112,968
株主資本合計	462,876	590,701
純資産合計	462,876	590,701
負債純資産合計	1,373,238	1,941,298

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2021年10月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	574, 157
売掛金及び契約資産	500, 457
商品	35, 246
仕掛品	29, 051
原材料及び貯蔵品	196, 670
その他	83, 875
流動資産合計	<u>1, 419, 459</u>

固定資産

有形固定資産

機械及び装置（純額）	324, 148
その他（純額）	273, 063
有形固定資産合計	<u>597, 211</u>
無形固定資産	24, 283
投資その他の資産	65, 358
固定資産合計	<u>686, 854</u>

資産合計

負債の部

流動負債

買掛金	206, 577
1年内返済予定の長期借入金	127, 488
未払法人税等	118, 787
賞与引当金	16, 065
その他	325, 984
流動負債合計	<u>794, 902</u>

固定負債

長期借入金	276, 578
リース債務	116, 306
資産除去債務	27, 726
固定負債合計	<u>420, 610</u>

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	98, 500
資本剰余金	272, 734
利益剰余金	519, 565
株主資本合計	<u>890, 799</u>

純資産合計

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上高	2,842,818	4,330,335
売上原価		
商品期首たな卸高	—	—
当期商品仕入高	49,820	132,453
当期製品製造原価	1,782,705	2,811,721
合計	1,832,525	2,944,174
商品期末たな卸高	—	926
商品及び製品売上原価	※2 1,832,525	※2 2,943,248
売上総利益	1,010,292	1,387,086
販売費及び一般管理費	※1 900,965	※1,※3 1,166,206
営業利益	109,327	220,880
営業外収益		
受取利息	10	5
補助金収入	—	2,844
雑収入	426	766
営業外収益合計	437	3,616
営業外費用		
支払利息	3,315	3,311
その他	123	94
営業外費用合計	3,438	3,406
経常利益	106,326	221,090
特別損失		
固定資産売却損	※4 1,401	—
固定資産除却損	※5 4,042	※5 38,753
特別損失合計	5,443	38,753
税引前当期純利益	100,883	182,337
法人税、住民税及び事業税	1,266	35,490
法人税等調整額	13,738	△5,946
法人税等合計	15,004	29,544
当期純利益	85,878	152,792

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費	※	919,193	50.7	1,318,169	46.7
II 労務費		377,588	20.8	548,993	19.4
III 経費		514,437	28.4	956,122	33.9
当期総製造費用		1,811,219	100.0	2,823,285	100.0
仕掛品期首たな卸高		14,334		42,847	
合計		1,825,553		2,866,132	
仕掛品期末たな卸高		42,847		54,411	
当期製品製造原価		1,782,705		2,811,721	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、ソフトウェア受託開発については実際原価による個別原価計算、それ以外は実際原価による総合原価計算であります。

※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
外注加工費	144,555千円	349,281千円
減価償却費	110,437	168,960
地代家賃	95,029	123,798

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

当第2四半期累計期間
(自 2021年5月1日
至 2021年10月31日)

売上高	2,709,478
売上原価	1,714,195
売上総利益	995,282
販売費及び一般管理費	※ 654,043
営業利益	341,238
営業外収益	
受取利息	2
補助金収入	297
雑収入	491
営業外収益合計	791
営業外費用	
支払利息	2,922
その他	0
営業外費用合計	2,923
経常利益	339,106
特別利益	
受取補填金	47,021
特別利益合計	47,021
税引前四半期純利益	386,127
法人税等	118,789
四半期純利益	267,338

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	99,379	145,663	—	145,663	13,555	13,555	—	258,597	258,597	
当期変動額										
新株の発行	59,200	59,200		59,200				118,400	118,400	
減資	△108,579		108,579	108,579				—	—	
当期純利益					85,878	85,878		85,878	85,878	
当期変動額合計	△49,379	59,200	108,579	167,779	85,878	85,878	—	204,278	204,278	
当期末残高	50,000	204,863	108,579	313,442	99,434	99,434	—	462,876	462,876	

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	50,000	204,863	108,579	313,442	99,434	99,434	—	462,876	462,876	
当期変動額										
新株の発行	44,000	44,000		44,000				88,000	88,000	
自己株式の取得							△112,968	△112,968	△112,968	
当期純利益					152,792	152,792		152,792	152,792	
当期変動額合計	44,000	44,000	—	44,000	152,792	152,792	△112,968	127,824	127,824	
当期末残高	94,000	248,863	108,579	357,442	252,227	252,227	△112,968	590,701	590,701	

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	100,883	182,337
減価償却費	118,573	178,297
長期前払費用の増減額（△は増加）	△2,031	1,284
賞与引当金の増減額（△は減少）	△760	14,222
受取利息	△10	△5
支払利息	3,315	3,311
補助金収入	—	△2,844
有形固定資産売却損益（△は益）	1,401	—
有形固定資産除却損	4,042	38,753
売上債権の増減額（△は増加）	△47,204	△150,734
たな卸資産の増減額（△は増加）	△40,631	△80,914
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△5,107	△37,439
仕入債務の増減額（△は減少）	10,744	90,361
前受金の増減額（△は減少）	66,515	10,427
その他の負債の増減額（△は減少）	26,685	113,436
その他	197	△6
小計	236,612	360,489
利息の受取額	10	5
利息の支払額	△3,419	△3,338
補助金の受取額	—	2,844
法人税等の支払額	△1,084	△1,220
営業活動によるキャッシュ・フロー	232,118	358,780
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△246,247	△481,103
有形固定資産の売却による収入	—	2,148
無形固定資産の取得による支出	△4,626	△225
敷金及び保証金の差入による支出	△5,359	△7,907
敷金及び保証金の回収による収入	—	108
投資活動によるキャッシュ・フロー	△256,233	△486,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	—	100,000
長期借入れによる収入	230,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△86,038	△114,030
リース債務の返済による支出	△7,361	△9,324
セール・アンド・リースバックによる収入	—	135,648
株式の発行による収入	118,400	88,000
自己株式の取得による支出	—	△112,968
財務活動によるキャッシュ・フロー	255,000	187,325
現金及び現金同等物に係る換算差額	△15	6
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	230,869	59,134
現金及び現金同等物の期首残高	284,330	515,199
現金及び現金同等物の期末残高	※1 515,199	※1 574,334

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 2021年5月1日
 至 2021年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	386,127
減価償却費	82,740
賞与引当金の増減額（△は減少）	△5,744
受取利息	△2
支払利息	2,922
補助金収入	△297
受取補填金	△47,021
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	△149,152
棚卸資産の増減額（△は増加）	△58,893
その他の流動資産の増減額（△は増加）	11,157
仕入債務の増減額（△は減少）	26,560
前受金の増減額（△は減少）	△66,385
その他の流動負債の増減額（△は減少）	28,426
その他	△28
小計	210,411
利息の受取額	2
利息の支払額	△2,837
補助金の受取額	297
補填金の受取額	47,021
法人税等の支払額	△35,490
営業活動によるキャッシュ・フロー	219,404

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△62,843
無形固定資産の取得による支出	△11,656
敷金及び保証金の回収による収入	41
敷金及び保証金の差入による支出	△3,439
投資活動によるキャッシュ・フロー	△77,898

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の増減額（△は減少）	△100,000
長期借入金の返済による支出	△59,834
リース債務の返済による支出	△14,608
新株予約権の行使による株式の発行による収入	9,000
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	23,760
財務活動によるキャッシュ・フロー	△141,682
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△176
現金及び現金同等物の期首残高	574,334
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 574,157

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 4～10年

工具、器具及び備品 5～8年

車両運搬具 2年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 4～10年

工具、器具及び備品 5～8年

車両運搬具 2～4年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

18,598千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針により、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の見通しを考慮した利益計画を基礎としております。

(2) 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の利益計画における主要な仮定は、売上高であります。この仮定は、収益力増加のための広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

(3) 翌事業年度以降の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の見積りは、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。従って、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年4月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2022年4月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

1. 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年4月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

1. 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年4月期の年度末より適用予定であります。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年4月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2022年4月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社への影響は現時点では限定的であるとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、今後状況が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社への影響は現時点では限定的であるとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、今後状況が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
当座貸越極度額	80,000千円	230,000千円
借入実行残高	—	100,000
差引額	80,000	130,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度36%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度64%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
給料及び手当	274,726千円	365,922千円
賞与引当金繰入額	4,323	13,994
荷造運送費	121,903	206,711
広告宣伝費	166,866	135,249
減価償却費	8,135	9,336
	7,344千円	7,114千円

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
研究開発費	—千円	10,560千円

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
機械及び装置	1,401千円	—千円
計	1,401	—

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
機械及び装置	3,398千円	38,753千円
建物	643	—
計	4,042	38,753

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1. 2.	12,822	1,417,378	—	1,430,200
D種優先株式（注）1. 3.	3,000	297,000	—	300,000
合計	15,822	1,714,378	—	1,730,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、2019年8月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の株式数の増加1,417,378株は、株式分割による増加1,269,378株、募集株式の発行による増加148,000株によるものであります。

3. D種優先株式の株式数の増加297,000株は、株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	1,430,200	90,000	—	1,520,200
D種優先株式	300,000	—	—	300,000
合計	1,730,200	90,000	—	1,820,200
自己株式				
普通株式（注）2.	—	156,900	—	156,900
合計	—	156,900	—	156,900

(注) 1. 普通株式の株式数の増加90,000株は、募集株式の発行による増加90,000株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加156,900株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金勘定	515,199千円	574,334千円
現金及び現金同等物	515,199	574,334

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	一千円	135,648千円

(リース取引関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

生産設備（機械及び装置）及びコンピューター端末機（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 (2020年4月30日)
1年内	3,924
1年超	2,632
合計	6,556

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

生産設備（機械及び装置）及びコンピューター端末機（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2021年4月30日)
1年内	1,623
1年超	1,009
合計	2,632

(金融商品関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業を行うための資金計画に照らして、主に銀行借入により資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年1か月であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	515,199	515,199	—
(2) 売掛金	200,570	200,570	—
資産計	715,770	715,770	—
(1) 買掛金	89,655	89,655	—
(2) 未払金	116,136	116,136	—
(3) 長期借入金（※）	477,930	478,070	140
(4) リース債務（※）	18,776	18,610	△166
負債計	702,498	702,472	△26

（※） 長期借入金及びリース債務は、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年4月30日)
出資金	10
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	515,171	—	—	—
売掛金	200,570	—	—	—
合計	715,742	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	107,460	107,460	98,660	60,866	39,216	64,268
リース債務	7,369	8,398	2,898	110	—	—
合計	114,829	115,858	101,558	60,976	39,216	64,268

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業を行うための資金計画に照らして、主に銀行借入により資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年1か月であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	574,334	574,334	—
(2) 売掛金	351,304	351,304	—
資産計	925,639	925,639	—
(1) 買掛金	180,016	180,016	—
(2) 未払金	149,931	149,931	—
(3) 短期借入金	100,000	100,000	—
(4) 長期借入金（※）	463,900	463,296	△603
(5) リース債務（※）	159,678	158,291	△1,386
負債計	1,053,526	1,051,536	△1,990

（※） 長期借入金及びリース債務は、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年4月30日)
出資金	10
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	574,146	—	—	—
売掛金	351,304	—	—	—
合計	925,451	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	122,168	118,368	78,074	56,424	48,034	40,832
リース債務	32,141	27,161	24,906	25,339	25,894	24,235
合計	254,309	145,529	102,980	81,763	73,928	65,067

(有価証券関係)

前事業年度（2020年4月30日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	100	△100
合計		0	100	△100

当事業年度（2021年4月30日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	100	△100
合計		0	100	△100

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2020年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年8月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 350,000株	普通株式 195,000株
付与日	2017年12月28日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年12月27日から 2027年12月26日まで	2019年8月31日から 2029年7月30日まで

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 13,674株
付与日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年8月28日から 2029年7月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	350,000	—
付与	—	208,674
失効	—	300
権利確定	350,000	195,000
未確定残	—	13,374
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	350,000	195,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	350,000	195,000

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	180	400
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウンティド・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一円

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2021年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年8月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 350,000株	普通株式 195,000株
付与日	2017年12月28日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年12月27日から 2027年12月26日まで	2019年8月31日から 2029年7月30日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 23名	当社従業員 25名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 13,674株	普通株式 17,383株
付与日	2019年8月31日	2020年7月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年8月28日から 2029年7月30日まで	2022年7月31日から 2030年7月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	13,374
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	13,374
権利確定後 (株)		
前事業年度末	350,000	195,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	350,000	195,000

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	17,383
失効	—
権利確定	—
未確定残	17,383
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	180	400
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	800
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウンテッド・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | —円 |
| ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | —円 |

(税効果会計関係)

前事業年度（2020年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (2020年4月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2	27,863千円	
未収受取補填金	15,789	
減価償却超過額	11,843	
減損損失	829	
原材料評価損	2,466	
賞与引当金	2,547	
資産除去債務	7,626	
繰延資産	741	
未払費用	378	
未払事業所税	1,414	
その他	1,414	
繰延税金資産小計	72,915	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△23,860	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△32,097	
評価性引当額小計（注）1	△55,957	
繰延税金資産合計	16,957	
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△4,305	
繰延税金負債合計	△4,305	
繰延税金資産の純額	12,652	

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額（評価性引当金）に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、前事業年度における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の繰越期限切れによるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	11,721	15,900	241	—	—	—	27,863
評価性引当額	△7,719	△15,900	△241	—	—	—	△23,860
繰延税金資産	4,002	—	—	—	—	—	4,002

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		当事業年度 (2020年4月30日)
法定実効税率		33.6%
(調整)		
住民税均等割	1.3	
評価性引当額の増減	△20.8	
税率変更による差異	△0.9	
その他	1.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.8%から33.6%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は947千円減少し、法人税等調整額が947千円増加しております。

当事業年度（2021年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (2021年4月30日)	
繰延税金資産	
未収受取補填金	15,926千円
減価償却超過額	10,465
減損損失	85
原材料評価損	2,409
賞与引当金	7,386
資産除去債務	9,384
繰延資産	565
未払費用	1,100
未払事業税	3,796
未払事業所税	1,801
その他	1,865
繰延税金資産小計	54,785
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,761
評価性引当額小計（注）	△30,761
繰延税金資産合計	24,024
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,425
繰延税金負債合計	△5,425
繰延税金資産の純額	18,598

（注） 繰延税金資産から控除された額（評価性引当金）に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (2021年4月30日)	
法定実効税率	33.9%
（調整）	
住民税均等割	0.8
評価性引当額の増減	△13.8
税額控除	△3.5
税率変更による差異	0.1
その他	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度から課税所得が発生し、事業所が増加したため、法人事業税の超過税率が適用となりました。これに伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債について、法定実効税率を33.6%から33.9%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は109千円増加し、法人税等調整額が109千円減少しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

工場及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該債務に係る資産の使用見込期間を5年～15年と見積り、割引率は使用見込期間に応じて△0.25%～0.40%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度
(自 2019年5月1日
至 2020年4月30日)

期首残高	17,944千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,733
時の経過による調整額	34
期末残高	22,712

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

工場及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該債務に係る資産の使用見込期間を5年～15年と見積り、割引率は使用見込期間に応じて△0.25%～0.40%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度
(自 2020年5月1日
至 2021年4月30日)

期首残高	22,712千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,965
時の経過による調整額	27
期末残高	27,705

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

当社はオンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当社はオンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
GMOペパボ株式会社	471,758	オンデマンドプリントソリューション事業

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
GMOペパボ株式会社	1,073,414	オンデマンドプリントソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
1 株当たり純資産額	253.37円
1 株当たり当期純利益	64.91円

(注) 1. 1 株当たり純資産額は、優先配当金未払額及び優先残余財産分配金を控除して算出しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は、2019年8月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
当期純利益（千円）	85,878
普通株主に帰属しない金額（千円）	1,500
普通株式に係る当期純利益（千円）	84,378
普通株式の期中平均株式数（株）	1,299,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類（新株予約権の数558,374個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」及び同「③ その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
1 株当たり純資産額	358.47円
1 株当たり当期純利益	109.31円

(注) 1. 1 株当たり純資産額は、優先配当金未払額及び優先残余財産分配金を控除して算出しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
当期純利益（千円）	152,792
普通株主に帰属しない金額（千円）	1,500
普通株式に係る当期純利益（千円）	151,292
普通株式の期中平均株式数（株）	1,384,102
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数575,757個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオ プション制度の内容」及び同「③ その他の新株予約権等 の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、受注制作のシステム開発に係る契約に関しては、従来は、開発作業の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の場合については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合については、原価回収基準を適用しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のシステム開発については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価総額に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高、売上原価はそれぞれ26,145千円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社への影響は現時点では限定的であるとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、今後状況が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 2021年5月1日
至 2021年10月31日)

給料及び手当	210,762千円
賞与引当金繰入額	8,906
荷造運送費	176,442

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 2021年5月1日
至 2021年10月31日)

現金及び預金勘定	574,157千円
現金及び現金同等物	574,157

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

2021年10月15日付で、新株予約権の行使による自己株式の処分により自己株式が95,040千円(132,000株)減少し、資本剰余金が71,280千円減少しております。

また、2021年10月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、自己株式24,900株の消却を行いました。これにより、資本剰余金及び自己株式がそれぞれ17,928千円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

(単位：千円)

	オンデマンド プリント	ソリューション	合計
一時点で移転される財またはサービス	2,410,386	190,315	2,600,702
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	108,775	108,775
顧客との契約から生じる収益	2,410,386	299,091	2,709,478
外部顧客への売上高	2,410,386	299,091	2,709,478

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期累計期間 (自 2021年 5 月 1 日 至 2021年10月31日)
1 株当たり四半期純利益	192円12銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	267, 338
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	267, 338
普通株式の期中平均株式数 (株)	1, 391, 528
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式で、前事業年度末から重要な変動 があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	57,424	88,820	—	146,244	12,519	6,168	133,725
機械及び装置	471,125	228,095	111,783	587,438	247,855	154,594	339,582
車両運搬具	1,564	2,945	—	4,510	2,546	1,503	1,963
工具、器具及び備品	9,201	1,219	—	10,421	8,225	1,227	2,195
リース資産	37,416	135,648	—	173,065	29,376	8,327	143,688
建設仮勘定	29,703	19,277	29,703	19,277	—	—	19,277
有形固定資産計	606,436	476,008	141,487	940,958	300,524	171,821	640,434
無形固定資産							
ソフトウェア	32,223	225	—	32,448	16,416	6,448	16,032
無形固定資産計	32,223	225	—	32,448	16,416	6,448	16,032

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	G P C 工場 電気・空調設備工事	80,316千円
機械及び装置	ガーメントプリンタ 19台	47,948千円
機械及び装置	回転UVプリンター 2台	44,750千円
機械及び装置	テーブル搬送式UVプリンター 3台	31,800千円
リース資産	ガーメントプリンタ 58台	88,260千円
リース資産	前処理機 Concept 1 2台	47,388千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	100,000	0.58	—
1年以内に返済予定の長期借入金	107,460	122,168	0.50	—
1年以内に返済予定のリース債務	7,369	32,141	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	370,470	341,732	0.50	2022年～2029年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	11,407	127,536	—	2022年～2027年
合計	496,706	723,578	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

- リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	118,368	78,074	56,424	48,034
リース債務	27,161	24,906	25,339	25,894

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	7,587	21,809	7,587	—	21,809

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	187
預金	
普通預金	574, 146
小計	574, 146
合計	574, 334

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペパボ株式会社	116, 047
ビリングシステム株式会社	93, 768
株式会社TowaStela	26, 313
株式会社ユニクロ	21, 563
ピクシブ株式会社	11, 832
その他	81, 779
合計	351, 304

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 365
200, 570	4, 225, 798	4, 075, 064	351, 304	92. 1	23. 8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品及び製品

品目	金額(千円)
ラベルプリンタ	926
合計	926

二. 仕掛品

品目	金額(千円)
印刷物	28, 265
システム開発受託関連	26, 145
合計	54, 411

示. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
印刷資材	146, 638
小計	146, 638
貯蔵品	
切手、収入印紙	98
小計	98
合計	146, 736

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
キャブ株式会社	41, 289
株式会社和光プロセス	22, 827
プラザ一販売株式会社	21, 461
トムス株式会社	14, 020
株式会社長谷川美芸	9, 600
その他	70, 818
合計	180, 016

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
佐川急便株式会社	19, 713
株式会社トヨーコーポレーション	12, 372
株式会社アイオイ・システム	8, 312
ティケイトレード株式会社	8, 119
デル・テクノロジーズ株式会社	6, 336
その他	95, 077
合計	149, 931

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	中間配当 毎年10月31日 期末配当 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://imagemagic.jp/koukoku
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年5月18日	早川 洋平	埼玉県川口市	当社従業員	大野 俊朗	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社監査役)	普通株式1,000	800,000(800)(注)3	所有者の当社退職による譲渡
2020年11月6日	株式会社Showcase Capital 代表取締役 永田 豊志	東京都港区六本木一丁目9番9号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社イメージ・マジック 代表取締役 山川 誠	東京都文京区小石川一丁目3番11号	提出会社	普通株式128,200	92,304,000(720)(注)3	移動前所有者の株式保有方針の変更
2020年11月30日	日本アジア投資株式会社 代表取締役 下村 哲朗	東京都千代田区九段北三丁目2番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社イメージ・マジック 代表取締役 山川 誠	東京都文京区小石川一丁目3番11号	提出会社	普通株式28,700	20,664,000(720)(注)3	移動前所有者の株式保有方針の変更
2021年10月15日	—	—	—	坊野 寛	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	普通株式50,000	9,000,000(180)(注)4	新株予約権の権利行使
2021年10月15日	株式会社イメージ・マジック 代表取締役 山川 誠	東京都文京区小石川一丁目3番11号	提出会社	山川 誠	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	普通株式66,000	11,880,000(180)(注)4	新株予約権の権利行使による自己株式の処分
2021年10月15日	株式会社イメージ・マジック 代表取締役 山川 誠	東京都文京区小石川一丁目3番11号	提出会社	京田 諭	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	普通株式66,000	11,880,000(180)(注)4	新株予約権の権利行使による自己株式の処分
2021年10月27日	—	—	—	株式会社日本創発グループ 代表取締役 藤田 一郎	東京都台東区上野三丁目24番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△185,000 普通株式259,000	—	(注)5
2021年10月27日	—	—	—	MSIVC2008V投資事業有限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社 代表取締役 石上 壽一	東京都中央区京橋一丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△115,000 普通株式161,000	—	(注)5
2021年10月28日	山川 誠	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社エイエム 代表取締役 山川 誠	神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地2号	特別利害関係者等(当社の代表取締役等が議決権の過半数を所有する会社)	普通株式50,000	60,000,000(1,200)(注)3	資産管理会社への譲渡
2021年10月28日	京田 諭	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	株式会社アジュール 代表取締役 京田 美保	東京都江東区佐賀二丁目10番21	特別利害関係者等(当社の取締役等が議決権の過半数を所有する会社)	普通株式40,000	48,000,000(1,200)(注)3	資産管理会社への譲渡

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年5月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該

株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならぬとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 移動価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
6. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)	株式(4)	株式(5)
発行年月日	2020年1月30日	2020年4月22日	2020年4月24日	2020年7月31日	2021年1月29日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	63,700株	4,000株	80,300株	10,000株	80,000株
発行価格	800円 (注) 4	800円 (注) 4	800円 (注) 4	800円 (注) 4	1,000円 (注) 4
資本組入額	400円	400円	400円	400円	500円
発行価額の総額	50,960,000円	3,200,000円	64,240,000円	8,000,000円	80,000,000円
資本組入額の総額	25,480,000円	1,600,000円	32,120,000円	4,000,000円	40,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年8月31日	2020年7月31日
種類	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 208,674株	普通株式 17,383株
発行価格	400円 (注) 4	800円 (注) 4
資本組入額	200円	400円
発行価額の総額	83,469,600円	13,906,400円
資本組入額の総額	41,734,800円	6,953,200円
発行方法	2019年7月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年7月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年4月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格及び新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	400円	800円
行使期間	2019年8月31日から 2029年7月30日まで	2022年7月31日から 2030年7月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

6. 新株予約権①については、退職等により、従業員2名868株の権利が喪失しております。
7. 新株予約権②については、退職等により、従業員1名280株の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
キャブ株式会社 代表取締役 辻 博之 資本金 99百万円 (注) 1	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目38番6号	衣料等製造販売	62,500	50,000,000 (800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
早川 洋平 (注) 2	埼玉県川口市	会社員	1,000	800,000 (800)	当社の従業員
河田 顕	千葉県船橋市	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員

(注) 1. キャブ株式会社は当該第三者割当増資により特別利害関係者等 (大株主上位10名) となりました。

2. 早川洋平は2020年5月31日付で当社を退職しました。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
島崎 良二	埼玉県戸田市	会社員	4,000	3,200,000 (800)	当社の従業員

株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社トランザクション 代表取締役 石川 諭 資本金 93百万円	東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号	雑貨等製造販売	80,000	64,000,000 (800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
田中 良寛	東京都足立区	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員

(注) 株式会社トランザクションは当該第三者割当増資により特別利害関係者等 (大株主上位10名) となりました。

株式(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
栗原 俊幸	東京都文京区	会社役員	10,000	8,000,000 (800)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

株式(5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
GMOペパボ株式会社 代表取締役 佐藤 健太郎 資本金 262百万円	東京都渋谷区桜丘町26番1号	情報通信業	80,000	80,000,000 (1,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) GMOペパボ株式会社は当該第三者割当増資により特別利害関係者等 (大株主上位10名) となりました。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山川 誠	神奈川県横浜市中区	会社役員	100,000	40,000,000 (400)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
京田 諭	東京都江東区	会社役員	80,000	32,000,000 (400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
坊野 寛	東京都江東区	会社役員	15,000	6,000,000 (400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）21名、割当株式の総数12,806株に関する記載は省略しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
新町 光宏	千葉県流山市	会社員	1,350	1,080,000 (800)	当社の従業員
田中 良寛	東京都足立区	会社員	1,238	990,400 (800)	当社の従業員
和田 義広	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	1,103	882,400 (800)	当社の従業員
青西 高嗣	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	1,103	882,400 (800)	当社の従業員
島崎 良二	埼玉県戸田市	会社員	1,013	810,400 (800)	当社の従業員

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）19名、割当株式の総数11,296株に関する記載は省略しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社日本創発グループ(注) 1	東京都台東区上野三丁目24番6号	839,700	35.61
山川 誠(注) 1、2	神奈川県横浜市中区	480,000 (234,000)	20.35 (9.92)
京田 諭(注) 1、3	東京都江東区	210,000 (114,000)	8.91 (4.83)
MSIVC2008V投資事業有限責任組合(注) 1	東京都中央区京橋一丁目2番5号	161,000	6.83
凸版印刷株式会社(注) 1	東京都台東区台東一丁目5番1号	81,000	3.43
坊野 寛(注) 1、3	東京都江東区	81,000 (15,000)	3.43 (0.64)
株式会社トランザクション(注) 1	東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号	80,000	3.39
GMOペパボ株式会社(注) 1	東京都渋谷区桜丘町26番1号	80,000	3.39
キャブ株式会社(注) 1	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目38番6号	62,500	2.65
株式会社ポリ・テープ・ジャパン(注) 1	東京都墨田区両国四丁目7番11号	50,000	2.12
株式会社プラスワンインターナショナル(注) 1	香川県高松市木太町5116番地20	50,000	2.12
株式会社エイエム(注) 1、5	神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地2号	50,000	2.12
株式会社アジュール(注) 5	東京都江東区佐賀二丁目10番21	40,000	1.70
小谷野 正道	埼玉県加須市	20,000	0.85
尾崎 充(注) 4	東京都目黒区	16,000	0.68
N T T ファイナンス株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	11,600	0.49
栗原 俊幸(注) 3	東京都文京区	10,000	0.42
島崎 良二(注) 6	埼玉県戸田市	5,613 (1,613)	0.24 (0.07)
田中 良寛(注) 6	東京都足立区	2,363 (2,063)	0.10 (0.09)
新町 光宏(注) 6	千葉県流山市	2,175 (2,175)	0.09 (0.09)
青西 高嗣(注) 6	兵庫県川辺郡猪名川町	2,003 (2,003)	0.08 (0.08)
和田 義広(注) 6	埼玉県鶴ヶ島市	1,978 (1,978)	0.08 (0.08)
河田 顕(注) 6	千葉県船橋市	1,730 (1,530)	0.07 (0.06)
木村 秀彰(注) 6	宮城県富谷市	1,650 (1,650)	0.07 (0.07)
高澤 裕樹(注) 6	埼玉県鶴ヶ島市	1,598 (1,598)	0.07 (0.07)
江畑 光博(注) 6	東京都調布市	1,575 (1,575)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山口 勝己(注) 6	埼玉県狭山市	1,575 (1,575)	0.07 (0.07)
相馬 由直(注) 6	青森県八戸市	1,508 (1,508)	0.06 (0.06)
中村 光義(注) 6	東京都板橋区	1,485 (1,485)	0.06 (0.06)
桂 直樹(注) 6	東京都北区	1,388 (1,388)	0.06 (0.06)
百相 正(注) 6	千葉県浦安市	1,350 (1,350)	0.06 (0.06)
豊田 裕章(注) 6	千葉県船橋市	1,060 (1,060)	0.04 (0.04)
金子 博幸(注) 6	神奈川県横浜市鶴見区	1,048 (1,048)	0.04 (0.04)
大野 俊朗(注) 4	東京都世田谷区	1,000	0.04
その他(8名)	—	4,310 (4,310)	0.18 (0.18)
計	—	2,358,209 (392,909)	100.00 (16.66)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
 3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
 4. 特別利害関係者等(当社の監査役)
 5. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
 6. 当社従業員
 7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2022年1月17日

株式会社イメージ・マジック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

山本秀仁

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中井清二

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージ・マジックの2019年5月1日から2020年4月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージ・マジックの2020年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2022年1月17日

株式会社イメージ・マジック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山本秀仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中井清二

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージ・マジックの2020年5月1日から2021年4月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージ・マジックの2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月17日

株式会社イメージ・マジック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山本秀仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中井清二

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージ・マジックの2021年5月1日から2022年4月30日までの第27期事業年度の第2四半期会計期間（2021年8月1日から2021年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年5月1日から2021年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イメージ・マジックの2021年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行つた。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上